

# 京極町地域防災計画

---

## 一般災害対策編

令和6年3月

京極町防災会議



〔目 次〕

一般災害対策編

第1章 総 則 .....	1
第1節 計画策定の目的 .....	1
第2節 基本方針及び計画の位置づけ .....	1
第3節 計画の構成 .....	2
第4節 計画推進に当たっての基本となる事項 .....	3
第5節 用語 .....	4
第6節 計画の修正要領 .....	5
第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	6
第8節 住民及び事業者の基本的責務等 .....	11
第2章 京極町の概況 .....	14
第1節 自然条件 .....	14
第2節 災害の概況 .....	14
第3章 防災組織 .....	17
第1節 組織計画 .....	17
第2節 気象業務に関する計画 .....	30
第4章 災害予防計画 .....	43
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 .....	45
第2節 防災訓練計画 .....	48
第3節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 .....	50
第4節 相互応援（受援）体制整備計画 .....	52
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 .....	54
第6節 避難体制整備計画 .....	57
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 .....	64
第8節 情報収集・伝達体制整備計画 .....	67
第9節 建築物災害予防計画 .....	68
第10節 消防計画 .....	69
第11節 水害予防計画 .....	72
第12節 風害予防計画 .....	80
第13節 雪害予防計画 .....	82
第14節 融雪災害予防計画 .....	85
第15節 土砂災害予防計画 .....	87
第16節 積雪・寒冷対策計画 .....	91
第17節 複合災害に関する計画 .....	93
第18節 業務継続計画の策定 .....	94

第5章 災害応急対策計画	96
第1節 災害情報収集・伝達計画	96
第2節 災害通信計画	1011
第3節 災害広報・情報提供計画	104
第4節 避難対策計画	108
第5節 応急措置実施計画	120
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	124
第7節 広域応援・受援計画	128
第8節 ヘリコプター活用計画	129
第9節 救助救出計画	134
第10節 医療救護計画	135
第11節 防疫計画	140
第12節 災害警備計画	144
第13節 交通応急対策計画	146
第14節 輸送計画	151
第15節 食料供給計画	153
第16節 給水計画	155
第17節 衣料・生活必需物資供給計画	157
第18節 石油類燃料供給計画	160
第19節 電力施設災害応急計画	161
第20節 ガス施設災害応急計画	164
第21節 上下水道施設対策計画	166
第22節 応急土木対策計画	167
第23節 被災宅地安全対策計画	169
第24節 住宅対策計画	172
第25節 障害物除去計画	176
第26節 文教対策計画	178
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	181
第28節 家庭動物等対策計画	184
第29節 応急飼料計画	185
第30節 廃棄物処理等計画	186
第31節 災害ボランティアとの連携計画	189
第32節 労務供給計画	191
第33節 職員派遣計画	192
第34節 救助法の適用と実施	194
第6章 地震災害対策計画	197
第7章 火山災害対策計画	198
第1節 基本方針	198
第2節 火山の概況	198

第3節	災害予防対策	199
第4節	災害応急対策計画	201
第5節	災害復旧	208
第8章	事故災害対策計画	209
第1節	航空災害対策計画	209
第2節	道路災害対策計画	213
第3節	危険物等災害対策計画	218
第4節	大規模な火事災害対策計画	225
第5節	林野火災対策計画	229
第6節	原子力災害対策計画	235
第7節	大規模停電災害対策計画	237
第9章	雪害・融雪害対策計画	244
第1節	雪害応急対策計画	244
第2節	融雪災害対策計画	246
第10章	災害復旧・被災者援護計画	247
第1節	災害復旧計画	247
第2節	被災者援護計画	249



# 第1章 総 則

## 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、京極町防災会議が策定する計画であり、京極町の地域において、予防対策、応急対策、復旧対策等の災害対策を実施するにあたり、町及び防災関係機関がその機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

## 第2節 基本方針及び計画の位置づけ

京極町地域防災計画の基本方針及び位置づけは、次のとおりである。

### 1 計画の基本方針

防災に関しては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、国、地方公共団体、公共機関、住民が一体となって最善の対策をとる必要がある。

災害予防としては、防災事業の推進や住民各自の防災対策により、地震、水害、地すべり、山崩れ、雪崩等、あらゆる災害の発生を未然に防ぎ、被害を最小に止めるとともに、主要交通・通信機能の強化、防災施設・設備・物資の整備、防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織の育成・確立等を進め、周到かつ十分な災害予防を行う。

また、災害が発生した場合、特に地震等の突発型の大災害に対し、迅速な情報伝達や救助・救急活動、避難、災害拡大防止活動等が円滑に進められるよう、災害応急対策の充実を図るとともに、災害からの速やかな復旧・復興を図る。

## 2 国、道の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、北海道の地域防災計画等、他の防災関連計画との関連・整合に配慮したものである。

## 3 町の総合計画との関係

この計画は、「京極町総合計画」との関連・整合に配慮したものである。

## 4 町の各課及び防災機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災活動にあたって、必要な事項については、町の各課及び各防災関係機関で別に定める。

## 5 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、町の関係職員、関係行政機関、公共的団体、その他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、住民にも広く周知を図る。

## 第3節 計画の構成

京極町地域防災計画は、一般災害対策編を本編とし、地震災害対策編、資料編によって構成する。

第1章 総則	この計画の目的、基本方針、構成等、計画の基本となる事項を示す。
第2章 京極町の概況	町の自然条件、過去の災害等を示す。
第3章 防災組織	災害が発生した場合の町の防災組織について示す。
第4章 災害予防計画	災害に強い安全な町づくりの推進のため、警戒区域の整備や消防計画等、減災のための予防対策、教育等の対策を示す。
第5章 災害応急対策計画	災害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、情報通信、避難、救助、防疫等の応急対策を示す。
第6章 地震災害対策計画	地震災害についての防災対策の充実強化を図るための応急対策等を示す。(地震災害対策編)
第7章 火山災害対策計画	火山災害についての防災対策の一層の充実強化を図るための予防及び応急対策を示す。
第8章 事故災害対策計画	事故災害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、それぞれの事故災害についての予防及び応急対策を示す。
第9章 雪害・融雪害対策計画	雪害・融雪害災害についての防災対策の一層の充実強化を図るための予防及び応急対策を示す。
第10章 災害復旧・被災者援護計画	災害からの早期復旧・被災者援護のための対策を示す。

## 第4節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含み感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

## 第5節 用語

---

本計画で使用する用語等は、次による。

- |    |             |  |
|----|-------------|--|
| 1  | 基 本 法       | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）  |
| 2  | 救 助 法       | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）  |
| 3  | 町 防 災 会 議   | 京極町防災会議  |
| 4  | 本 部         | 京極町災害対策本部  |
| 5  | 町防 災 計 画    | 京極町地域防災計画  |
| 6  | 防 災 関 係 機 関 | 京極町防災会議条例（昭和 37 年条例第 11 号）第 3 条に定める委員の属する機関  |
| 7  | 災害予防責任者     | 基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 8  | 災害応急対策実施責任者 | 本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者      |
| 9  | 要 配 慮 者     | 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者  |
| 10 | 避難行動要支援者    | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの                         |
| 11 | 複 合 災 害     | 同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象  |

## 第6節 計画の修正要領

---

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

また、防災関係各機関は、関係する事項について修正すべき点があるときはこれを防災会議に提出する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策により計画の変更又は削除を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口・面積等の数量的な修正等）については、北海道知事との協議を要せず、防災会議で修正し、その結果を北海道知事に報告するものとする。

## 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱の主なものは、次のとおりである。

### 1 京極町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
京極町役場	(1) 町防災会議に関すること (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること (3) 自主防災組織の充実を図ること (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと
京極町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること (2) 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること (4) 文教施設及び文化財の保護対策等の実施に関すること
羊蹄山ろく消防組合 (京極支署及び消防団)	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること (2) 被災地の警戒態勢に関すること (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること
京極町国民健康保険診療所 (ひまわりクリニックきょうごく)	(1) 災害時における医療、助産及び防疫対策についての協力に関すること

### 2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること (2) 北海道非常通信協議会の運営に関すること
北海道開発局小樽開発建設部 (倶知安開発事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援に関すること (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること (5) 所轄道路・河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (6) 災害時における管理区内危険箇所（道路・河川）の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧に関すること
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道財務局	(4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること (5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用許可又は無償貸付に関すること
北海道農政事務所	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること
北海道森林管理局 後志森林管理署 京極森林事務所	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること (3) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること (4) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること
札幌運輸支局	(1) 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること (2) 自動車輸送事業の安全の確保に関すること
札幌管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
岩内公共職業安定所 倶知安分室	(1) 災害応急対策における労務者の確保と供給に関すること

### 3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 北部方面総監部 倶知安駐屯地	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること

### 4 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
後志総合振興局	(1) 後志地域災害対策連絡協議会の運営に関すること (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (5) 町及び指定公共機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること (7) その他災害発生への防衛又は被害拡大の防止のための措置に関すること

後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	(1) 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること
後志総合振興局 保健環境部保健行政室 (倶知安保健所)	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること (2) 災害時における医療救護活動に関すること (3) 災害時における防疫活動に関すること (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること (5) 医薬品等の確保及び供給に関すること (6) 食品衛生の指導及び監視に関すること
後志総合振興局 森林室 (後志森づくりセンター)	(1) 所管道有林や町有林・民有林の整備・予防治山に関すること (2) 林野火災時の消火資機材の貸与に関すること
後志教育局	(1) 児童生徒に対する防災に関する知識の普及に関すること (2) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること
後志農業改良普及センター	(1) 被災地の農作物の被害調査に関すること (2) 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと
後志家畜保健衛生所	(1) 被災地の家畜の被害調査に関すること (2) 被災地の家畜の防疫指導、その他技術指導を行うこと

## 5 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
倶知安警察署 (京極駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (5) 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持に関すること (6) 危険物に対する保安対策に関すること (7) 広報活動に関すること (8) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること

## 6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 京極郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること (2) 郵便の非常取扱いに関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
株式会社 NTT ドコモ北海道支社 KDDI 株式会社北海道総支社 ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
北海道電力株式会社 倶知安営業所	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本赤十字社北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること (2) 災害ボランティア(民間団体及び個人)を行う救助活動の連絡調整を行うこと (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと
日本通運株式会社 札幌支社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと

## 7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般社団法人北海道医師会及び羊蹄医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと
一般社団法人北海道歯科医師会及び後志歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと
一般社団法人北海道薬剤師会及び後志支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと
公益社団法人北海道獣医師会及び後志支部	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと
北海道土地改良事業団体連合会後志支部	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと (2) 農業水利施設の災対応策及び災害復旧対策を行うこと
一般社団法人北海道バス協会、公益社団法人北海道トラック協会及び地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
一般社団法人北海道警備業協会及び函館支部	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
公益社団法人北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと
一般社団法人北海道 LP ガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと
一般社団法人北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
ようてい農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと (3) 共済金支払いの手続を行うこと
北海道農業共済組合	(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること (2) 家畜の被害調査及び診療に関すること (3) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
ようてい森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
京極町商工会	(1) 災害時における救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること (2) 商工業者の経営指導及び復旧資金の斡旋に関すること
京極建設協会	(1) 災害時における応急対策及び災害復旧に関すること
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安の確保に関すること
羊蹄山麓環境衛生組合	(1) 災害時におけるし尿の汲み取り及び処理に関すること
俱知安町清掃センター	(1) 災害時におけるごみ処理に関すること
道南バス株式会社	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること
避難場所の管理者	(1) 避難場所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること
京極町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びその斡旋に関すること (2) 被災者の保護についての協力に関すること
町内各小中学校	(1) 児童生徒等の避難保護に関すること (2) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること (3) 被災者の一時収容措置についての協力に関すること
一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと
各自治会等	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること (3) 非常食等の炊き出し及び保育等ボランティア活動に関すること

## 第8節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

### 第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練等、自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### 1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難経路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認すること
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防災行政無線等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養を図ること
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加により、防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

#### 2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 町・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動にあたること

#### 3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱

を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

## 第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて防災活動の推進に努める。

### 1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

### 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況を把握すること
- (2) 従業員及び施設利用者へ災害情報を提供すること
- (3) 施設利用者の避難誘導にあたること
- (4) 従業員及び施設利用者を救助すること
- (5) 初期消火活動等の応急対策にあたること
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域に貢献すること

## 第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努める。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏ま

えて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

#### 第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかける

## 第2章 京極町の概況

### 第1節 自然条件

---

#### 第1 位置及び地勢

本町は、北海道の西部、後志管内の東部、北緯42°48′から42°58′、東経140°43′から140°03′の間に位置しており、東西14.3km、南北13.8km、総面積231.61kmの町域を有する。

町の南西の羊蹄山、北東の無意根連峰に挟まれており、町域の大部分は丘陵起伏して平坦地が少ないが、西部を流れる後志最大の河川である尻別川の流域とその支流であるワッカタサップ川、ペーペナイ川の流域は概ね平坦である。

各河川の流域に若干の平坦地がある他は尻別川以西羊蹄山麓高台地帯を除き、ほとんどが波状型傾斜地を形成、そのうち緩波状地たる地域の西南部に耕地が存在し、市街地が形成されている。

#### 第2 地質及び土地の状況

山岳地は第四紀の火山噴出物の粗石、安山岩、尻別川流域は沖積系であるが、その外の地域の7割は第四紀に属する洪積系等であり、土質自体は風化、流芒が容易なものと判断される。

### 第2節 災害の概況

---

京極町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による風水害、強風による火災、建物崩壊等が挙げられ、これまで地震災害による大きな被害は出ていない。

参考までに、道内における自然災害及び事故災害について、主に次のようなことが挙げられる。なお、主な災害の記録は、資料5のとおりである。

#### 第1 気象災害の特徴

##### 1 春（3月～5月）の災害

低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。低気圧はしばしば急速に発達しながら北海道付近を通過するため、低気圧の接近時は気温が高くなり、急激に融雪の進むことがあり、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生することがある。

また、低気圧の通過前後は広範囲で暴風が吹き、上空に強い寒気が流れ込むことにより暴風雪となる場合がある。平成25年（2013年）3月には、道東を中心に暴風雪となり、大きな被害が出た。

本町においても融雪による被害が過去に記録されており、その原因については、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、土地を水で飽和させ、かつ排水溝その他小河川を漲らせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところには山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れ

を活発にして一挙に出水すること等が考えられる。

## 2 夏（6月～8月）の災害

北海道では、梅雨がなく、高気圧に覆われて晴れる日が多い。しかし、本州方面から北上した前線が北海道付近に停滞したり、太平洋高気圧の縁辺を周り暖かく湿った空気が北海道へ継続的に流入することにより、局地的に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や浸水害、洪水害が発生することがある。

また、広範囲に大雨や暴風をもたらす台風は6月以降、北海道付近に接近しやすくなり、8月は9月と並び台風接近数が最も多い（平成0.7個）。

本道付近に停滞する前線と台風の影響により石狩川水系の河川が大規模氾濫した水害（56水害）や平成15年（2003年）の日高豪雨はいずれも8月に発生している。また平成28年（2016年）は8月に5つの台風が接近、うち3つが上陸し、大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害が出た。

## 3 秋（9月～11月）の災害

秋は、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。しかし前半の時期は前線が北海道付近に停滞したり、台風が北海道へ接近するため、暴風や大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害の出ることがある。特に、昭和29年（1954年）の洞爺丸台風や平成16年（2004年）の台風第18号では、暴風により甚大な被害が出た。

また、秋は大陸から寒気が流れ込みやすくなることから、大気の状態が不安定となり、発達した積乱雲による突風被害も多い。平成18年（2006年）11月7日には佐呂間町で竜巻が発生し、大きな被害が出た。

本町においては、8～9月にかけて台風及び集中豪雨による被害が過去に記録されている。

## 4 冬（12月～2月）の災害

西高東低の冬型の気圧配置となりやすく、日本海側では雪が降り、オホーツク海側や太平洋側は晴れる日が多い。冬型の気圧配置が長く続く場合は、同じ場所で長時間強い雪が降り続くことにより、局地的に大雪となることがある。平成24年（2012年）1月から2月にかけては岩見沢市周辺で度重なる大雪に見舞われ、交通障害により住民生活に影響が出たほか、雪の重みで空き家が倒壊するなどの被害があった。

また、低気圧が北海道付近を通過する際に急速に発達することにより、広範囲で大雪や暴風雪となることがある。平成16年（2004年）1月の北見豪雪では、大雪と猛ふぶきにより大規模な交通障害が発生するなど大きな影響があった。

本町における雪害では、大雪や雪崩、ふぶきや吹きだまりによる交通障害、電線着雪等により、公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

## 第2 その他災害について

本町で起こりうる気象災害として、融雪害、冷害、大雪害、凍害、風害（竜巻等の突風による災害を含む）が、気象災害以外では、火山災害や地震災害、また、火災をはじめとする事故等の災害が想定される。火山災害としては、活火山に該当する羊蹄山による被害が想定され

る。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・過去の災害の記録（資料5）

## 第3章 防災組織

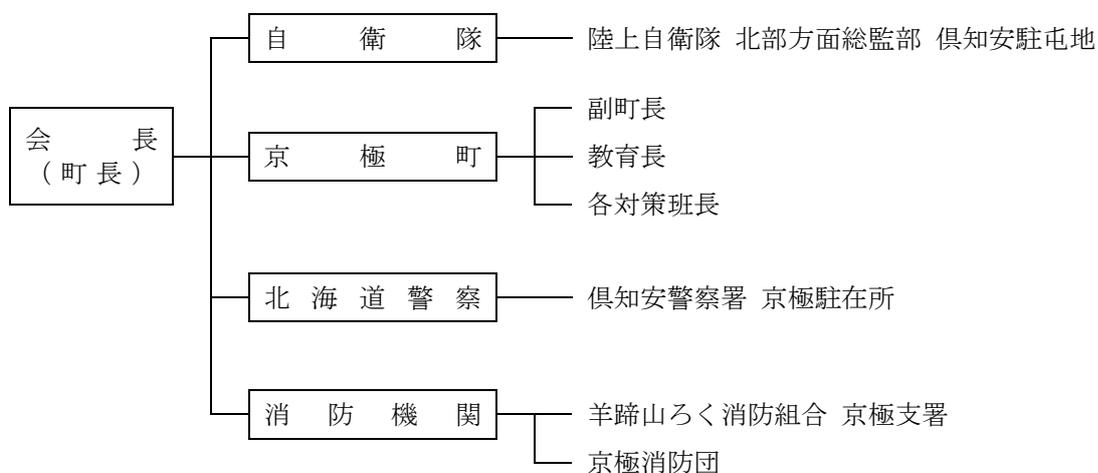
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達に関する事項を定め、実施体制の確立を図る。

### 第1節 組織計画

#### 第1 防災会議

防災会議は、以下のとおり、町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づく京極町防災会議条例（昭和37年条例第11号）第3条に規定する者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

##### 1 防災会議の組織



##### 2 運営

防災会議の運営は、京極町防災会議条例の定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕 ・京極町防災会議条例（資料22）

## 第2 災害対策本部

### 1 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部の設置基準（第2非常配備以上）

災害対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき</li> <li>・地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき</li> <li>・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</li> </ul>
雪害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模で広域にわたるとき</li> </ul>
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> <li>・航空機が消息を絶ったとき</li> </ul>
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき</li> <li>・人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき</li> <li>・人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき</li> <li>・人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき</li> <li>・人命救助救出活動の難航が予想されるとき</li> </ul>
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力緊急事態宣言」が発表されたとき</li> <li>・災害による避難者の受入れが予想されるとき</li> </ul>
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷（湿）害被害が発生したとき</li> </ul>
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他事故及び二次災害等で被害が大規模で広域にわたるとき</li> </ul>

#### (2) 災害対策本部の設置

ア 本部は町役場庁舎内に置くものとする。但し、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。

イ 町長は、災害対策本部を設置したときは、庁内放送、メール、電話、広報車、テレビ、ラジオ等により、直ちに全職員に周知するものとする。

ウ 必要に応じて災害対策本部に指揮室を置くことができる。

#### (3) 災害対策本部の廃止

本部長は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止するものとする。

ア 予想された災害発生の危険が解消したとき

イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき

## 2 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

## 3 組織等

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長

本部員：各班長

班	班長	所管係
総務班	総務課長	庶務係・議会事務局
		管財係
		財政係・情報システム係
情報・広報班	企画振興課長	商工労働観光係
		企画調整係・地域振興係・統計係・気候変動対策係
保健福祉班	健康推進課長	社会福祉係・高齢者福祉係・介護保険係
		住民係・保健医療係・税務係・出納係
		環境衛生係・健康増進係・地域保健係
建設水道班	建設課長	土木係・管理係・車両管理係
		建築係
		水道係・下水道係
農林対策班	産業課長	農畜産係・土地改良係・農業委員会
		林務係
教育対策班	学務課長	生涯学習係・生涯スポーツ係・湧学館奉仕係
		総務学校教育係
施設班	診療所事務長	国民健康保険診療所
		保育園

#### 4 災害対策本部の各部所掌事務

災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

なお、事務分担は所管する各係の主要事務とし、災害の規模及び参集状況によって、人材が不足する場合は、各班内で事務の調整を行うこととする。

班	係	事務分 担
各班共通	各係共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管に属する防災計画の策定及び修正に関すること</li> <li>○所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること</li> <li>○所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること</li> <li>○災害時における所管事項の執行記録に関すること</li> </ul>
総務班 (総務課)	庶務係 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報及び災害情報を受取り、情報・広報班に連絡すること</li> <li>○羊蹄山ろく消防組合 京極支署との連絡調整に関すること</li> <li>○災害時の非常通信計画の策定及び実施に関すること</li> <li>○本部の庶務に関すること</li> <li>○災害応急対策の樹立に関すること</li> <li>○会議に関すること（京極町防災会議・本部員会議等）</li> <li>○災害救助法の適用に関すること</li> <li>○自衛隊の派遣要請に関すること</li> <li>○災害復旧・被災者援護計画に関すること</li> <li>○京極町議会議員への情報提供</li> <li>○その他各班・各係に属さない事柄に関すること</li> </ul>
	管財係 情報システム係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設・町有財産の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること</li> <li>○無線施設の応急措置及び復旧対策に関すること</li> <li>○災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関すること</li> </ul>
	財政係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣市町村との連絡に関すること</li> <li>○交通関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>○災害情報等の部内情報を関係機関に周知すること</li> <li>○本部各班との連絡調整に関すること</li> <li>○現地本部との連絡に関すること</li> <li>○応急の炊き出し、応急資材及び復旧資材の購入経理に関すること</li> <li>○災害予算及び決算に関すること</li> <li>○災害応急物資の調達計画と配布に関すること</li> </ul>
情報・広報班 (企画振興課)	商工労働観光係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地の情報把握、巡回公聴活動に関すること</li> <li>○災害通報に関すること</li> <li>○労務者の雇用に関する周知、関係機関との調整に関すること</li> </ul>
	企画調整係 地域振興係 統計係 気候変動対策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害広報及び公聴の企画実施に関すること</li> <li>○緊急避難の周知に関すること</li> <li>○報道機関との連絡に関すること</li> <li>○災害写真の収集、記録に関すること</li> <li>○災害関連公害の予防指導に関すること</li> </ul>

班	係	事務分担
保健福祉班 (住民福祉課) (健康推進課) (税務課) (出納室)	社会福祉係 高齢者福祉係 介護保険係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者の連絡調整に関する事</li> <li>○被災地域の高齢者世帯、身体障がい者世帯、母子世帯の救護に関する事</li> <li>○被災者の避難所への受付、配分に関する事</li> <li>○社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事</li> <li>○救助法に基づく救助物資の調達及び義援金品の受付、配分に関する事</li> <li>○民間団体及び個人協力者（ボランティア）との連絡調整に関する事</li> <li>○被災者の生活保護及び見舞金に関する事</li> </ul>
	住民係 保健医療係 税務係 出納係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の避難・救出に関する事</li> <li>○被災者の食料・衣料・寝具等生活必需品の調査、調達及び支給に関する事</li> <li>○行方不明者の捜索に関する事</li> <li>○住家、非住家の被害調査に関する事</li> <li>○被災納税者の減免又は猶予に関する事</li> <li>○被災した国民年金被保険者の保険料免除等に関する事</li> </ul>
	環境衛生係 健康増進係 地域保健係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所、医師会等の関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>○災害時の医療救護・保健指導に関する事</li> <li>○災害時の医薬品、その他衛生資材の供給及び確保に関する事</li> <li>○災害地の防疫等、環境衛生保持に関する事</li> <li>○遺体の埋葬に関する事</li> </ul>
建設水道班 (建設課)	土木係 管理係 車両管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設協会等の関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>○住宅地の浸水対策に関する事</li> <li>○道路・橋梁・河川・その他土木関係の被害調査及び応急・復旧対策に関する事</li> <li>○交通不能箇所の調査及び通行路線の決定、交通制限に関する事</li> <li>○被災者、避難者の輸送に関する事</li> <li>○災害救援物資の輸送に関する事</li> <li>○土木施設、建設復旧資材の需給計画及び応急資材の輸送に関する事</li> <li>○災害応急資材の調達配分及び実施に関する事</li> <li>○土木施設・公園施設・観光施設の被害調査、応急対策工事の実施に関する事</li> <li>○土木機械の運行に関する事</li> </ul>
	建築係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の応急仮設、建築に関する事</li> <li>○災害時の建築用資材の需給計画に関する事</li> <li>○被災地の住宅対策に関する事</li> <li>○被災地の住宅建築指導に関する事</li> <li>○住宅金融支援機構の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関する事</li> <li>○その他特命事項に関する事※</li> </ul>

班	係	事務分担
	水道係 下水道係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上下水道施設の被害調査及び応急計画、復旧対策に関すること</li> <li>○被災地に対する給水計画及び応急措置に関すること</li> <li>○給水施設被害現場に対する給水輸送計画に関すること</li> <li>○被災地の上下水道料金の減免等に関すること</li> <li>○その他特命事項に関すること※</li> </ul>
農林対策班 (産業課) (農業委員会)	農畜産係 土地改良係 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農畜産施設、農産物、家畜の災害、関連施設の被害調査、応急措置及び管理、復旧対策に関すること</li> <li>○農業災害補償及び被災農家に対する融資に関すること</li> <li>○被災農家の救護に関すること</li> <li>○救農土木事業に関すること</li> <li>○家畜の防疫及び伝染病予防に関すること</li> <li>○その他特命事項に関すること※</li> </ul>
	林務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○林業関係災害、関連施設の被害調査、応急措置及び管理、復旧対策に関すること</li> <li>○林産物、林産施設及び林業施設の災害対策に関すること</li> <li>○災害応急復旧用木材の需給に関すること</li> <li>○その他特命事項に関すること※</li> </ul>
教育対策班 (教育委員会学務課) (教育委員会生涯学習課)	生涯学習係 生涯スポーツ係 湧学館奉仕係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育施設の入場者の避難及び救助、救出に関すること</li> <li>○災害時における学校教育施設・社会教育施設の避難所等の解放に関すること</li> <li>○社会教育施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること</li> <li>○災害活動に協力する各種団体等の連絡調整に関すること</li> <li>○給食施設の保全、警防に関すること</li> <li>○文化財の保全に関すること</li> <li>○その他特命事項に関すること※</li> </ul>
	総務学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること</li> <li>○被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること</li> <li>○学校教育施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること</li> <li>○被災児童生徒の医療及び防疫に関すること</li> <li>○被災児童生徒の学用品の給与に関すること</li> <li>○その他特命事項に関すること※</li> </ul>
施設班	国民健康保険 診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療設備の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>○災害時の医療救護・保健指導に関すること</li> <li>○災害時の医薬品、その他衛生資材の供給及び確保に関すること</li> </ul>
	保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入園児の安全確保に関すること</li> <li>○傷病者の応急処置に関すること</li> </ul>

※ その他特命事項について

他の班（係）の応援・支援等の業務につくことを意味する。  
 災害発生時には、初動体制の構築及び参集状況により、避難対策や要配慮者対策に関わる業務、また、救助等の各業務については、当該班のみで対応することは困難であることも想定される。  
 そのため、※の記載の班（係）は、当該班（係）の指示のもと、他の班（係）の応援・支援等の業務につくものとする。

### 第3 災害対策本部の運営

#### 1 災害対策本部の運営

(1) 本部員会議の招集

本部員会議は、本部長が招集する。

(2) 本部会議の運営

ア 本部長は、本部員会議の長となる。

イ 本部員は、それぞれの所管について必要な資料を提出する。

ウ 本部員は、必要に応じて所管の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 本部員は、招集する必要があると認めるときは、総務班長にその旨を申し出る。

(3) 本部会議の協議事項

ア 災害発生状況の分析と、それに伴う対策活動に関すること。

イ 本部の配備体制の切替えに関すること。

(4) 決定事項の周知

本部員会議で決定した事項で職員に周知する必要があると認めた事項について、総務班長は速やかに各対策班に周知する。

(5) 本部連絡員決定事項の周知

ア 本部長が必要と認めるときは、本部に本部連絡員を置く。本部連絡員は各班長がそれぞれの職員のうちから指名する。

イ 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に連絡するとともに、本部から連絡事項を各対策班に連絡する。

(6) 本部情報収集責任者

ア 本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。本部情報収集責任者は、総務班長又は情報・広報班長があたる。

イ 本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部長からの指令の伝達にあたる。

資料編〔条例・協定等〕 ・京極町災害対策本部条例（資料23）

#### 2 標識

(1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に掲示板を掲げるものとする。

(2) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標章をつけるものとする。

資料編〔防災組織〕 ・災害対策本部掲示板（資料2）

資料編〔防災組織〕 ・標章（資料3）

#### 3 現地災害対策本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置するものとする。

#### 4 災害対策本部を設置しない場合の準用（災害対策連絡会議）

- (1) 町は、本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、総務課長が災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置し、必要な災害対策を実施するものとする。
- (2) 連絡会議の構成は、総務課、建設課職員のほか、総務課長が指名する職員とする。
- (3) 連絡会議が設置された場合、職員の事務内容は、次のとおりとする。

事 務 内 容	課
1 町内の巡視による情報収集、地域住民との連絡調整 2 京極駐在所、羊蹄山ろく消防組合 京極支署、その他関係機関からの情報収集、連絡調整 3 必要な応急対応の実施（※参集人員で対応可能なものに限る）	総務課 庶務係、建設課 その他参集職員

- (4) 連絡会議は、非常配備以上の体制への移行が決定された場合、又は災害の発生するおそれなくなった場合は、解散する。

#### 5 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、担当が重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする

### 第4 災害対策連絡会議・非常配備体制

本部は、被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。但し、町長は、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においては、災害対策連絡会議又は第1非常配備体制をとるものとする。

#### 1 災害対策連絡会議・非常配備体制の基準

非常配備体制の基準は、次のとおりとする。

図表 災害対策連絡会議・非常配備体制の基準

区分	種別	配 備 時 期	配 備 内 容
本部 の 設 置 前	災害 対策 連絡 会議	(1) 本部設置に至らない小規模災害が発生するおそれが生じた場合又は発生した場合 (2) 気象等の状況から、非常配備体制をとる必要があるか経過をみる とき	主に総務課、建設課、羊蹄山ろく消防組合 京極支署が情報収集、応急対応にあたる。
	第1 非常 配備 体制	(1) 大雨、洪水、強風等の警報を受け、警戒する必要が生じたとき (2) 震度4の地震が発生したとき (3) 羊蹄山を対象とした火山防災情報が発表されたとき	総務課、建設課、羊蹄山ろく消防組合 京極支署による情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 また、第2非常配備体制に移行し得る体制とする。 なお、建設協会と連絡調整を図る。

区分	種別	配備時期	配備内容
本部の設置後	第2非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき (2) 震度5弱の地震が発生したとき (3) 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	関係各課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3非常配備体制に直ちに切替え得る体制とする。
	第3非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき (2) 震度5強以上の地震が発生したとき (3) 予想されない重大な災害が発生したとき	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

注 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

## 2 非常配備体制の活動要領

### (1) 動員の方法

ア 総務班長（総務課長）は、本部長の非常配備決定に基づき本部員（各対策班長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知するものとする。

イ 各対策班長（各課長）は、アの通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知するものとする。

ウ 配備要員は、各対策班長（各課長）からイの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各対策班長（各課長）は、予め部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに従って行うものとする。

### (2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

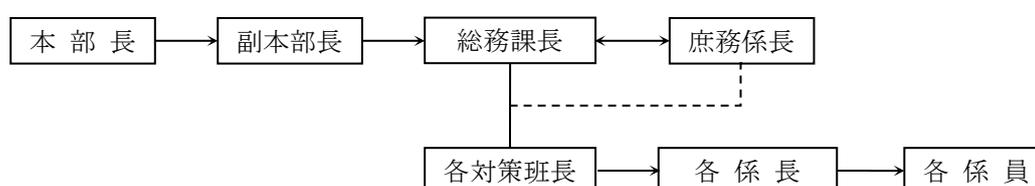
ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、本部長の指示により、総務班長（総務課長）は各対策班長（各課長）に通知するものとする。

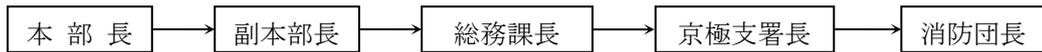
(イ) 各対策班長は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

(ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等によるものとする。

図表 伝達系統（勤務時間内）



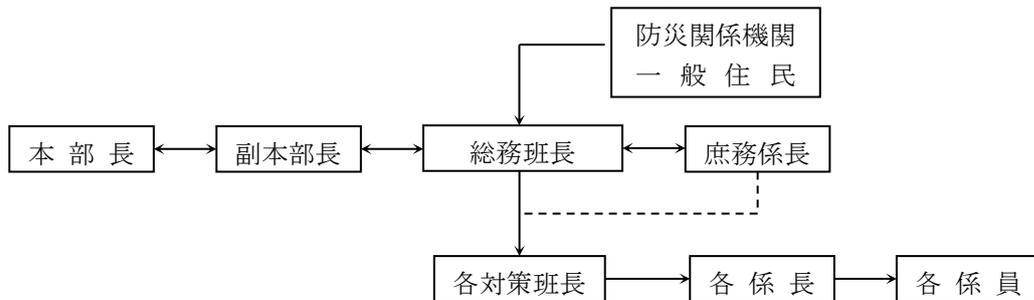
図表 消防機関への伝達系統



イ 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 警備業者等は、次の情報を受けた場合は直ちに総務班長（総務課長）に連絡するものとする。
  - a 気象警報等が後志総合振興局から通報された場合
  - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
  - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- (イ) 各対策班長（各課長）は総務班長（総務課長）の指示を受け、必要に応じて関係課長、職員に通知するものとする。
- (ロ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずるものとする。
- (ハ) 伝達は電話等によるものとする。

図表 伝達系統（勤務時間外）



ウ 職員の緊急参集

- (ア) 本部長は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。
- (イ) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により、自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につくものとする。
  - a 本部が設置された場合は、町防災行政無線、メール、電話、広報車、テレビ、ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集するものとする。
  - b 震度5弱以上の地震（第2非常配備以上：災害対策本部設置）が発生したときは、動員（招集）の指示を待つことなく、予め指名されている職員は、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。  
 なお、震度5強以上の場合は、全ての職員が参集するものとする。
  - c 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集するものとする。
- (ロ) 勤務時間外の参集時には、概ね次の事項に留意して行動することとする。

## a 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

## b 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、ヘルメット等（なければ帽子）、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

## c 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋梁等の重要施設の被害状況は、災害情報報告（別記第1号様式）により、所属の対策班長に詳しく報告する。

## d 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、羊蹄山ろく消防組合（京極支署）又は警察等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動等、適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

## エ 参集状況の把握

各対策班長は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録するものとする。

- (ア) 職員参集状況報告書（別記第2号様式）
- (イ) 職員参集状況集計表（別記第3号様式）
- (ウ) 職員参集状況受付簿（別記第4号様式）
- (エ) 職員等安否確認調査票（別記第5号様式）

## (3) 非常配備体制下の活動

## ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 総務班庶務係（総務課庶務係）は、気象台その他防災関係機関と連絡をとり気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (イ) 総務班長（総務課長）は、関係対策班長に収集情報を提供し、及び各対策班の活動状況等を把握するものとする。
- (ウ) 関係対策班長（対策に係る課の課長）は、総務班長（総務課長）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。
- (エ) 第2非常配備体制移行の職員の人数は、状況により関係対策班長において増減するものとする。

## イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催するものとする。
- (イ) 関係対策班長（対策に係る課の課長）は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。
- (ウ) 総務班長（総務課長）は、関係対策班長及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

- (エ) 各対策班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
  - a 災害の現況を班員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
  - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。
  - c 関係対策班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

各対策班長及び全班員は、災害対策活動に全力を集中するとともに、総務班長（総務課長）を通じて、その活動状況を随時、本部長に報告する。

資料編〔様式〕	・災害情報報告（別記第1号様式）
資料編〔様式〕	・職員参集状況報告書（別記第2号様式）
資料編〔様式〕	・職員参集状況集計表（別記第3号様式）
資料編〔様式〕	・職員参集状況受付簿（別記第4号様式）
資料編〔様式〕	・職員等安否確認調査票（別記第5号様式）

第5 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための収容避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 収容避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項。

2 協力要請先

- (1) 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。
  - ア 京極町社会福祉協議会（ボランティアセンター）
  - イ 京極町連合町内会
- (2) その他女性団体、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 担当対策班

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係する対策班とする。

4 地区情報連絡員

気象警報及び災害情報の収集伝達のため、各町内会長を地区情報連絡員とする。

## 第2節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止、又はその被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は本計画に定めるところによる。

### 第1 予報区

#### 1 予報区

町が該当する府県予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区气象台担当）を7つの府県予報区に分割されている。本町が該当する府県予報区及び府県予報区担当気象官署は次のとおりである。

府県予報区	区域	担当官署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局 及び後志総合振興局管内	札幌管区气象台

#### 2 警報・注意報に用いる細分区域名

##### (1) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

##### (2) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

二次細分区域において、海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含むものとする。

##### (3) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲等を考慮してまとめた区域。

区 分	概 要
府県予報区名（担当気象官署）	石狩・空知・後志地方（札幌管区气象台）
一次細分区域名	後志地方
市町村等をまとめた地域	羊蹄山麓
二次細分区域名	ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、留寿都村

### 第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は気象業務法

(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき行われるもので、本町における特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類並びに発表基準及び伝達

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、それぞれ市町村単位で発表される。

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成26年(2014年)9月に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報(土砂災害・浸水害)が発表されている。

現象の種類	基準
大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

イ 気象等に関する警報・注意報

(7) 気象警報

大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	143
洪水		流域雨量指数基準	尻別川流域=34.9, ワッカタサップ川流域=13.9, オロッコ川流域=3.8
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	—
暴風		平均風速	18m/s
暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm

※1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

(イ) 気象注意報

大雨	表面雨量指数基準	7
	土壌雨量指数基準	97
洪水	流域雨量指数基準	尻別川流域=27.9, ワッカタサップ川流域=11.1, オロッコ川流域=2.9
	複合基準 <sup>※1</sup>	尻別川流域= (5, 27.9), オロッコ川流域= (5, 2.8)
	指定河川洪水予報による基準	—
強風	平均風速	13m/s
風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	5月～10月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より 8℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1時間雨量：80mm
------------	------------

ウ 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

エ 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。



情報	取るべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報</li> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・キキクル(危険度分布) 「災害切迫」(黒)</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5に相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・キキクル(危険度分布) 「危険」(紫)</li> <li>・氾濫危険情報</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4に相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨情報(土砂災害)※1</li> <li>・洪水情報</li> <li>・キキクル(危険度分布) 「警戒」(赤)</li> <li>・氾濫警戒情報</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル3に相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キキクル(危険度分布) 「注意」(黄)</li> <li>・氾濫注意情報</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2に相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報</li> <li>・洪水注意報</li> <li>・高潮注意報</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期注意情報</li> </ul> <p>注：大雨に関しては「高」又は「中」が予想される場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報に留意するなど、災害への心構えをしてください。</p>	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

気象庁ホームページより転記する。

(3) 伝達系統

伝達は、次の伝達系統により、電話、防災行政無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達するものとする。

(ア) 気象等に関する情報は、勤務時間中は総務課が、勤務時間外は警備業者等が受理するものとする。

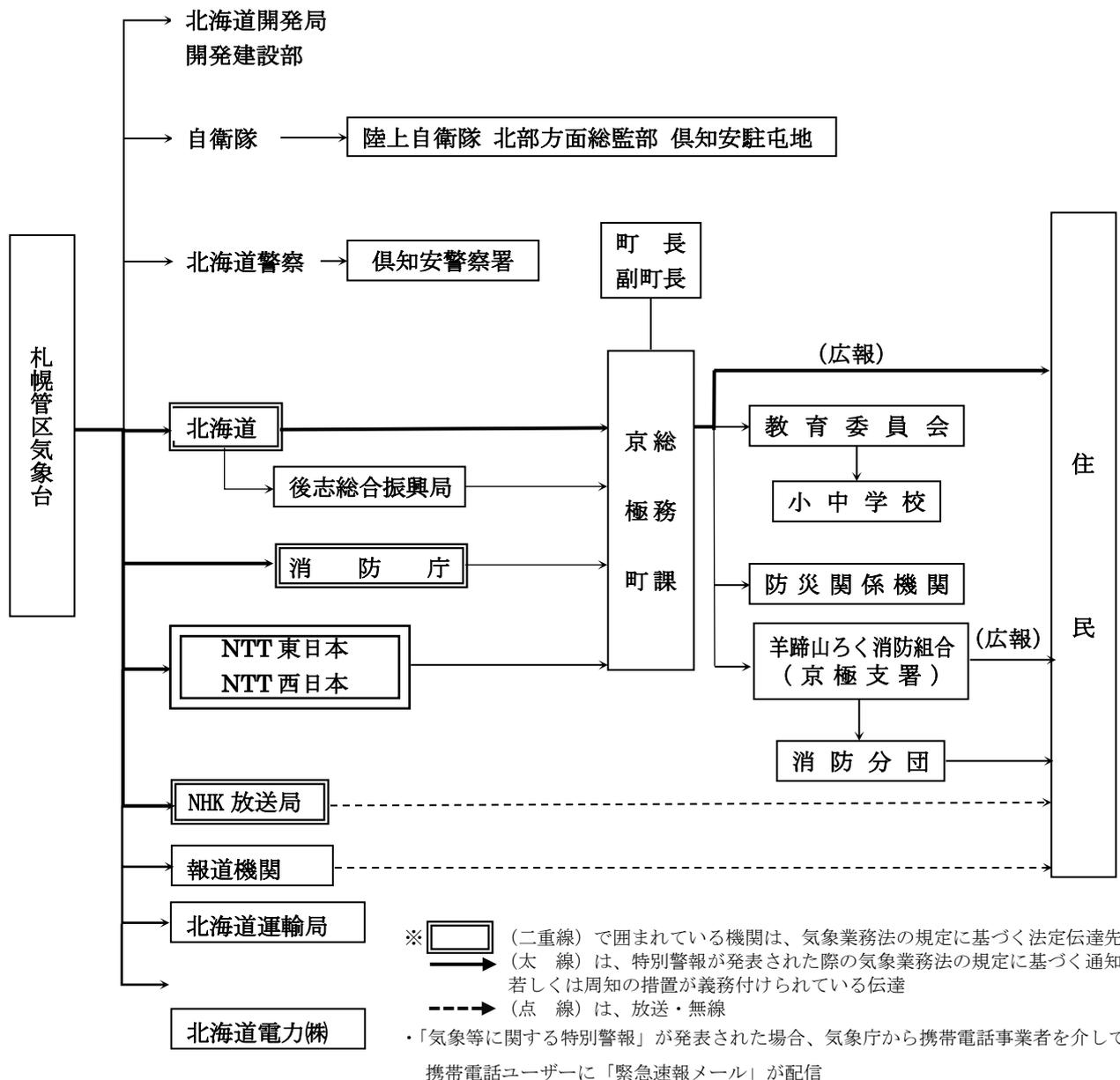
(イ) 勤務時間外に羊蹄山ろく消防組合 京極支署が気象注意報、警報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第6号様式）に記載するとともに、次に掲げる警報については、総務課長（不在のときは総務課庶務係長）に連絡するものとする。

〔連絡する気象警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕

(ウ) 総務課長は、気象注意報及び警報を受理した場合、速やかに副町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

資料編〔様式〕 ・ 気象通報受理簿（兼送信票）（別記第6号様式）

図表 特別警報・警報・注意報の伝達系統図



(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>

## (5) 気象情報

## ① 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（後志地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## ② 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する情報。

## ③ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

## ④ 記録的短時間大雨情報

府県予報区内（石狩・空知・後志地方）においてキキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

※ 土砂キキクル(大雨警報（土砂災害）の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

※ 浸水キキクル(大雨警報（浸水害）の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

※ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

### 3 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報（特別警報を含む）及び注意報をもって代える。

(1) 種類

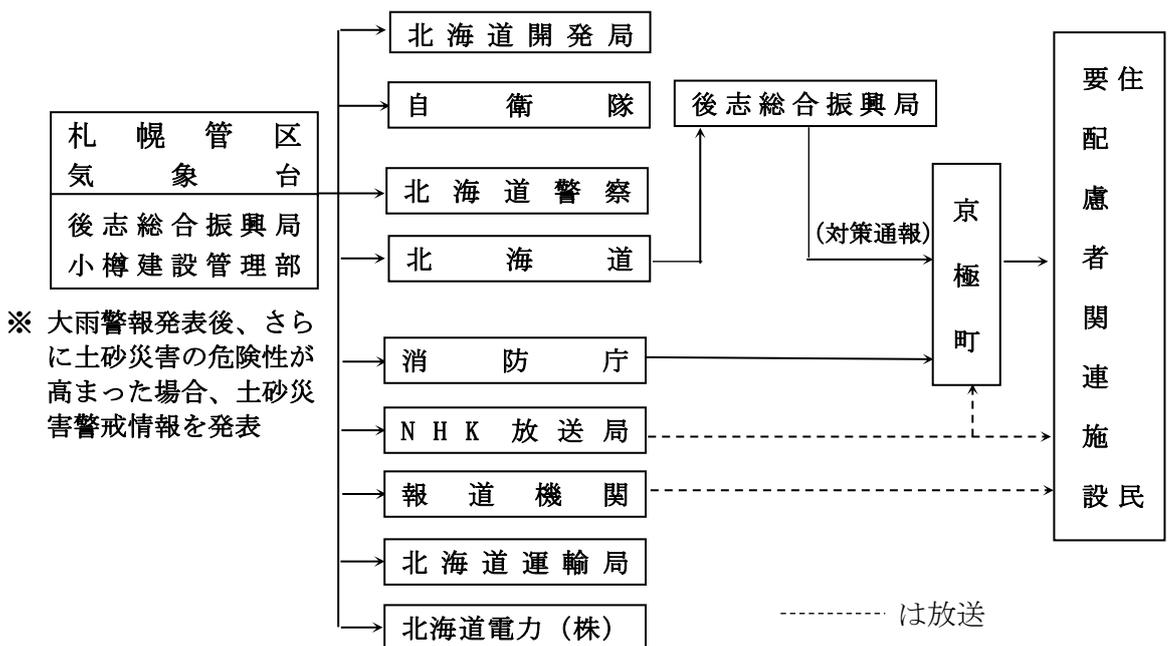
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2) 伝達系統

伝達系統については、予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等情報伝達系統図とおりとする。

### 4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長が防災活動・避難指示等の判断や、住民の自主避難の判断を支援するための対象となる市町村が特定して警戒を呼びかける情報で、総合振興局又は振興局と気象台が共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。



## 5 雨量情報・水位情報

### (1) 予報基準地点と基準水位

町内を流れる尻別川の雨量・水位情報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」にて確認することができ、雨量情報・水位情報及び基準水位は、以下のとおりである。

その他、尻別川については、倶知安観測所の水位状況についても併せて確認することとする。

図表 雨量観測地点

水系	河川名	観測地点（所在地）	標高	種別
尻別川	ペーペナイ川	春日 (京極町 267 番地 13 地先河川敷)	251m	テレメータ 雨量

図表 観測地点と基準水位

河川名	観測地点 (所在地)	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
尻別川	尻別川三崎 (三崎 57 番地 1 地先河川敷 (道道目名橋地点))	220.59m	221.06m	221.71m	221.90m
尻別川	虻田郡倶知安町高砂 (倶知安橋から上流約 220m)	169.46m	170.38m	171.79m	172.04m

## 6 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第 22 条第 1 項の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道に通報されるものである。

町長は北海道を通じて、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

### ア 通報基準

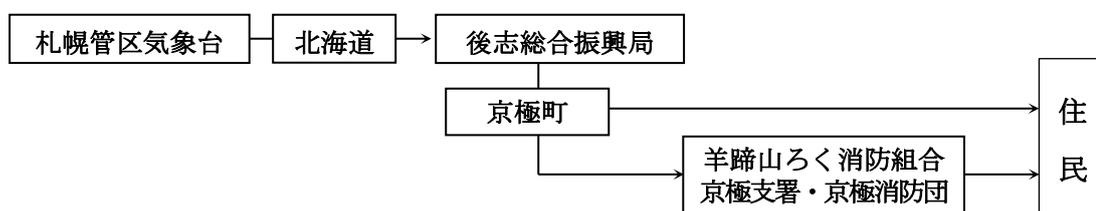
図表 通報基準

発表官署	通報基準
札幌管区气象台	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。なお、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報には該当しない。

### イ 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。

図表 伝達系統



## 7 気象情報等

### (1) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

### (2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

### (3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

### (4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

### (5) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

#### ア 土砂災害判定警戒メッシュ情報

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

#### イ 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

#### ウ 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

エ 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

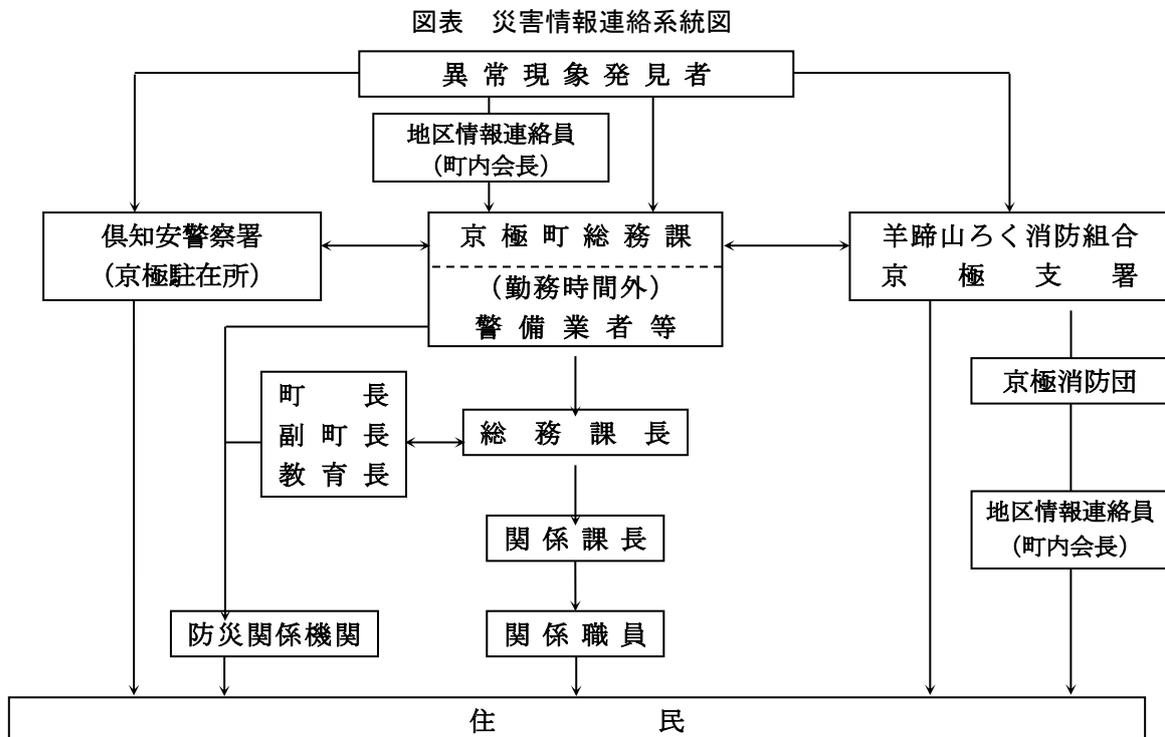
○早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を【高】、【中】の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（後志地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方）で発表する。大雨に関して、明日までの期間に【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。



## 2 町への通報

異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた倶知安警察署 京極駐在所、羊蹄山ろく消防組合 京極支署は、災害情報連絡系統図により直ちに町（総務課）に通報するものとする。

## 3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知

- (1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、次の気象官署に通報しなければならない。また、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。

あて先官署名	電話番号
札幌管区気象台 札幌市中央区北2条西18丁目2	札幌 (011)611-0170(天気相談所) 611-6124 (観測予報) 611-2421 (地震火山)

- (2) 防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図によるものとする。

## 4 通報の取扱い

- (1) 勤務時間外における発見者からの通報は、警備業者等が受理し、総務課長に報告するものとする。
- (2) 総務課長は、発見者又は羊蹄山ろく消防組合 京極支署からの通報を受けたときは、副町長に報告するとともに事務処理にあたるものとする。

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、市町村及び防災関係機関は他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を寺家列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用を努めるものとする。

加えて、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1 重要警戒区域及び整備計画

- (1) 災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編に掲載する資料8から11のとおりである。

図表 重要警戒区域（箇所数）

区分		該当箇所数	備考
水防区域		2箇所	資料8
地すべり・がけ崩れ等危険区域	地すべり防止区域	2箇所	資料10
	急傾斜地崩壊危険区域	3箇所	
土砂災害警戒区域		15箇所	資料11
土砂災害特別警戒区域		9箇所	
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	7箇所	資料11
	崩壊土砂流出危険地区	41箇所	
計		79箇所	

※ 出典：北海道「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表及び林野庁「山地災害危険地区調査」より該当項目を掲載。

※ 山地災害危険地区は、林野庁「山地災害危険地区調査」の該当箇所を掲載。

- (2) 町内における危険物取扱所等の所在は、下記のとおりである。

図表 危険物取扱所等の所在（箇所数）

区分		該当箇所数	備考
危険物取扱所等	石油類（第4類）の貯蔵又は取扱い	38箇所	資料12

資料編〔災害危険箇所〕	・水防区域（資料8）
資料編〔災害危険箇所〕	・地すべり・がけ崩れ等危険区域（資料10）
資料編〔災害危険箇所〕	・土砂災害警戒区域（資料10）
	・土砂災害特別警戒区域（資料10）
資料編〔災害危険箇所〕	・山地災害危険地区（資料11）
資料編〔災害危険箇所〕	・危険物貯蔵所等施設数及び貯蔵数量（資料12）

## 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

#### 1 防災関係機関全般

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

#### 2 国及び道

道は、国と連携して、市町村の長及び幹部職員等を対象とした研修を実施し、国及び地方公共団体の災害対応能力の向上に努めるものとする。

#### 3 町及び道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

### 第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、わが国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### 第3 普及・啓発及び教育の方法

防災知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 町広報紙、町ホームページ、広報車両の活用
- 2 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNS の活用
- 4 パンフレットの配布
- 5 ビデオ、パネル、スライド、映画等の活用
- 6 諸行事、防災訓練の参加等による普及
- 7 学校教育、社会教育を通しての普及
- 8 出前講座、講演会等の開催
- 9 その他

### 第4 普及・啓発を要する事項

- 1 町防災計画の概要
- 2 災害に関する一般的知識
- 3 災害の予防措置
  - (1) 自助（備蓄）の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 火災予防の心得
  - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
  - (5) 農作物の災害予防事前措置
  - (6) その他
- 5 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
    - イ 気象情報の種別と対策
    - ウ 避難時の心得
    - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
  - (1) 被災農作物に対する応急措置
  - (2) その他

## 7 その他必要な事項

**第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進**

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

**第6 普及・啓発の時期**

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

### 第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

### 第2 訓練の種類

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

### 第3 道防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、道防災会議が主唱し、町はこれに協力するものとする。

#### 1 防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱 道防災会議（振興局協議会）
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容 災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

#### 2 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱 道防災会議

- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

### 3 防災図上訓練

防災図上訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

### 第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

### 第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等との共同訓練を実施する。

### 第6 地域における防災訓練の支援

町は、「北海道地域防災マスター」等の地域における防災リーダーと連携しながら、地域における防災訓練の支援を行う。

### 第7 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

## 第3節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

### 第1 食料その他の物資の確保

町は、予め関係機関及び保有業者と食料品や日用品等の調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における応急生活物資の確保に努める。また、感染症の対策としてマスク、消毒液等の確保に努める（資料14）。さらに、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

#### 1 家庭での備蓄

- (1) 町は、住民に対し、防災週間や防災関連行事等を通じ、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等備蓄に努めるよう、防災週間や防災関連行事等を通じた広報等あらゆる機会を用いて啓発を行う。
- (2) 食料品を多めに買い置きしておく等、日常的に一定の食料を常備する習慣の普及を図る。
- (3) 各家庭で、災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持出袋」を用意する習慣の普及を図る。

#### 2 公共での備蓄

- (1) 町は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、飲料水、食料、寝具、燃料、毛布等その他生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- (2) 被害を受けにくい場所への、備蓄物資の保存場所の確保を図る。

#### 3 要配慮者に配慮した物資の備蓄

町は、社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

### 第2 防災資機材の整備

町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

本町の防災資機材の保有状況は、資料13のとおりである。

### 第3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進

町は、平常時の物資備蓄にかかるコストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、町内の民間事業者（食料・医薬品販売業者等）の協力を得られるよう、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結を進める。（資料29参照）

### 第4 事前届出制度の普及等

町は、輸送協定を締結した事業者等に対し、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

資料編〔物資・資機材〕 ・ 防災資機材保有状況（資料 13）

資料編〔物資・資機材〕 ・ 救援備蓄物資一覧（資料 14）

資料編〔条例・協定等〕 ・ 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料 28）

## 第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

### 第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、防災計画等に位置づけるよう努めるとともに、防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 第2 相互応援（受援）体制の整備

#### 1 京極町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、予め連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

#### 2 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

#### 3 防災関係機関等

予め、町、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制等、必要な準備を整えておくものとする。

### 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- (1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 第1 自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

### 第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても自主的な防災組織の設置等、育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

### 第4 自主防災組織の活動

#### 1 平常時の活動

##### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### (2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

## ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

## イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

## ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

## エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

## オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法を地域で検討し実践すべく、図上訓練を実施する。

## (3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

## (4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

**2 非常時及び災害時の活動**

## (1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

## ア 連絡をとる防災関係機関

## イ 防災関係機関との連絡のための手段

## ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

## (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等、出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。

## (3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者や支援者等に対する高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順等の習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置、若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町は「北海道地域防災マスター（※1）」等の防災リーダーの育成を図るとともに、防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立し、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努めることとする。

(※1) 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構え等を身につけた上で認定される。

なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

## 第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難経路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、予め当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさ等の地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

図表 指定緊急避難場所の基準

基準		異常な現象		大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震	
		崖崩れ・土石流・地滑り									
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (* 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)									
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2) 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1) 施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)									
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない									

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水

できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

資料 北海道地域防災計画

- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

## 第2 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、予め当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- 4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

- (1) 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等を予め決定しておく。
- (2) 老人福祉センターや障害福祉施設等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮しつつ、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。また、指定避難所においては、災害に備え、以下の整備を行うものとする。

- (1) 指定避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- (2) 指定避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- (3) 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定

避難所の指定を取り消すものとする。

- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

### 第3 避難誘導體制の整備

#### 1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、風水害、地震等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難経路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。
- その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、緊急安全確保措置等を行うべきことについて、町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。

#### 2 町の避難誘導體制

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導體制を整備しておく。

- (1) 避難誘導を必要とする場合、町は主に保健福祉班の統括のもと、消防団等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。
- (2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定することとする。
- 特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始することとする。
- (3) 町は、避難判断基準を参考に特に要配慮者、危険箇所付近の住民の安全な避難を最優先に実施することとする。
- (4) 避難実施にあたっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の指定緊急避難場所までの距離が離れていたり、要配慮者の円滑な避難が求められる場合は、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じることとする。

する。

### 3 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

### 4 避難情報の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- (1) 町防災行政無線により伝達する。
- (2) 電話等を利用して伝達する。
- (3) 最寄りの一時避難所を情報拠点とし、住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (4) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (5) 広報車における呼びかけにより伝達する。

電話等を利用して伝達する。

### 5 児童生徒等の安全確保

ア 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるよう促すものとする。

イ 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

また、これらの施設では、職員の多くが女性であるため、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講ずる。

### 6 避難経路の安全確保

町は、住民の安全を確保するために必要な避難経路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

また、避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難場所（施設）へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難にあたっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ等のための施設整備に努めるものとする。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

### 7 広域避難に備えた体制整備

町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。

## 第4 町における避難計画の策定

### 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示、高齢者等避難開始（以下「避難指示等」という。）を発令するため、予め避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

### 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域等、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### 3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、各自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示、高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地等については、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水、給食措置
  - イ 毛布、寝具等の支給
  - ウ 衣料、日用必需品の支給
  - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項

- ア 避難中の秩序保持
  - イ 住民の避難状況の把握
  - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
  - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
- ア 町防災行政無線による周知
  - イ 緊急速報メールによる周知
  - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
  - エ 避難誘導者による現地広報
  - オ 地区情報連絡員等を通じた広報

#### 4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策等の業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況等の把握に支障を生じることが想定される。

このため、収容避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）等、避難状況を把握するためのシステムの整備を検討する。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

#### 第5 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
  - (1) 避難の場所（避難場所、避難所）
  - (2) 避難経路
  - (3) 移送の方法
  - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
  - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
  - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

#### 第6 公共用地等の有効活用への配慮

町、北海道財務局及び道は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に関心するものとする。

## 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、次のとおりである。

### 第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくい等の状況におかれる場合が見られる。

このため、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

#### 1 町の対策

町は、防災担当課と保健福祉担当課をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備するものとする。

##### (1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画として全体計画を定める。

##### (2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報については、北海道知事等に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

##### (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、次の要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努め、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

##### ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下のいずれかに該当し、在宅で災害時に避難情報の収集や安全な場所への避難が困難であり、第三者の支援が必要である者

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 精神保健福祉手帳の交付を受けている者

- (ウ) 療養手帳の交付を受けている者
- (エ) 介護保険の要支援、要介護の認定を受けている者
- (オ) 認知症の者
- (カ) その他避難支援を必要とする者

#### イ 名簿に掲載する情報

名簿に掲載する情報は、次のとおりとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

#### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

#### (5) 個別避難計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別避難計画を策定するよう努める。

#### (6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## 2 社会福祉施設等の対策

### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における羊蹄山ろく消防組合 京極支署等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

### (3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、羊蹄山ろく消防組合 京極支署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

**第2 外国人に対する対策**

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、次のとおりである。

### 第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め町防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報等の災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関とともに情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化に努める。

### 第2 町及び道、防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町は、国及び道、消防本部等と連携し、一体的な整備を図るものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。

また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

## 第9節 建築物災害予防計画

---

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は次のとおりである。

### 第1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

### 第2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地においては、準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

#### 1 準防火地域の指定

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。

### 第3 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図る。
- 2 町及び道、国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

### 第4 文化財の災害予防

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

## 第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震災害等を防御し、その被害を軽減することにある。

### 第1 消防体制の整備

#### 1 京極町消防計画の充実

羊蹄山ろく消防組合は、消防の任務を遂行するため、当該町域の防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう町消防計画の一層の充実を図る。

#### 2 火災防御対策

羊蹄山ろく消防組合の策定する消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務計画とし、さらに羊蹄山ろく消防組合 京極支署が火災以外の災害の防御又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

#### 3 消防の対応力の強化

羊蹄山ろく消防組合は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化推進計画を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

### 第2 消防力の整備

羊蹄山ろく消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

#### 1 組織計画

##### (1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための機構は、羊蹄山ろく消防組合消防本部の組織等に関する規則(昭和48年規則第2号)、羊蹄山ろく消防組合消防署の組織等に関する規程(昭和63年訓令第1号)及び、羊蹄山ろく消防組合消防団設置等に関する条例(昭和48年条例第4号)の定めるところによる。

##### (2) 非常災害時の組織機構

非常災害時の消防機関は、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、羊蹄山ろく消防組合消防計画(以下「組合計画」という。)の定めるところによる。

##### (3) 非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として全署及び団員を招集し、又は応援協定の組合消防にも応援を求めなければならないような災害時で、次にあげる場合をいう。

- ア 異常気象により災害が発生し、又はそのおそれ大きいとき
- イ 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大のとき、又は火災が発生したとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき
- エ 異常事象等により指揮本部長が必要と認めたとき

## 2 消防力の整備計画

この計画は、町の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針(平成17年消防庁告示第9号)及び消防水利の基準(平成17年消防庁告示第10号)等に準拠して予想される大規模・特殊災害等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画であり、長期計画に基づき実施するものとする。

## 3 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等、防災思想の普及に努める。

### (1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物の防火管理体制の整備指導及び幼児、高齢者、身体障がい者等からの焼死者防止対策の徹底等を目的として防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

### (2) 防災思想の普及

年2回の火災予防運動を実施し、各事業者に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導、さらに防火チラシ及びポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

### (3) 民間防火組織による普及

町内会、自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに北海道危険物安全協会等を通じ積極的に防火思想の向上とその対策を推進する。

### (4) 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱について指導するとともに、北海道危険物安全協会等を通じて、防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

## 4 警報発令伝達

### (1) 火災警報発令条件

町長は、消防法第22条第2項の通報を受けたとき、気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。

### (2) 警報の伝達及び周知

火災警報を周知した場合の伝達及び周知の方法は、組合計画に基づき行うものとする。

### (3) 解除

町長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

## 5 警報活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、概ね次の警防活動を行う。

## (1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員、消防団員を招集して消防隊を編成し、消防力の強化を図る。  
なお、火災等の出動は組合計画に基づく出動区分によるものとする。

## (2) 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するための活動は羊蹄山ろく消防組合救急業務規定(昭和60年組合訓令第2号)の定めによるものとする。

## (3) 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導等は、組合計画に基づくものとする。

## (4) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努める。

資料編〔消	防〕	・消防組織（資料4）
-------	----	------------

### 第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

羊蹄山ろく消防組合 京極支署は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、町及び消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

### 第4 広域消防応援体制

羊蹄山ろく消防組合 京極支署は、大規模な火災等、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料24）
資料編〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料25）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料26）

### 第5 京極町消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「京極町消防計画」によるものとする。

## 第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、次のとおりである。

### 第1 水防区域

町内の河川及び水防区域は、資料8・9のとおりである。

資料編〔災害危険箇所〕	・水防区域（資料8）
資料編〔災害危険箇所〕	・町内の河川（資料9）

### 第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第14節 融雪災害予防計画」による。

#### 1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

#### 2 予防対策

- (1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定のあったときは、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - ア 水位到達情報の伝達方法
  - イ 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
  - ウ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
  - エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - （フ） 地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- (イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
  - (ロ) 大規模な工場その他の施設（(ア)又は(イ)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）
- (3) 町防災計画において上記(2)ウに掲げる事項を定めるときは、町防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。
- ア 地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員
  - イ 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）
  - ウ 大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）
- (4) 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町防災計画において定められた上記(2)ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

### 第3 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、当町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防御により被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

#### 1 水防の責務

水防法に定める関係機関及び一般住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

##### (1) 京極町（水防管理者）の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

#### 2 水防組織

「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとする。

#### 3 水防本部の所轄事務

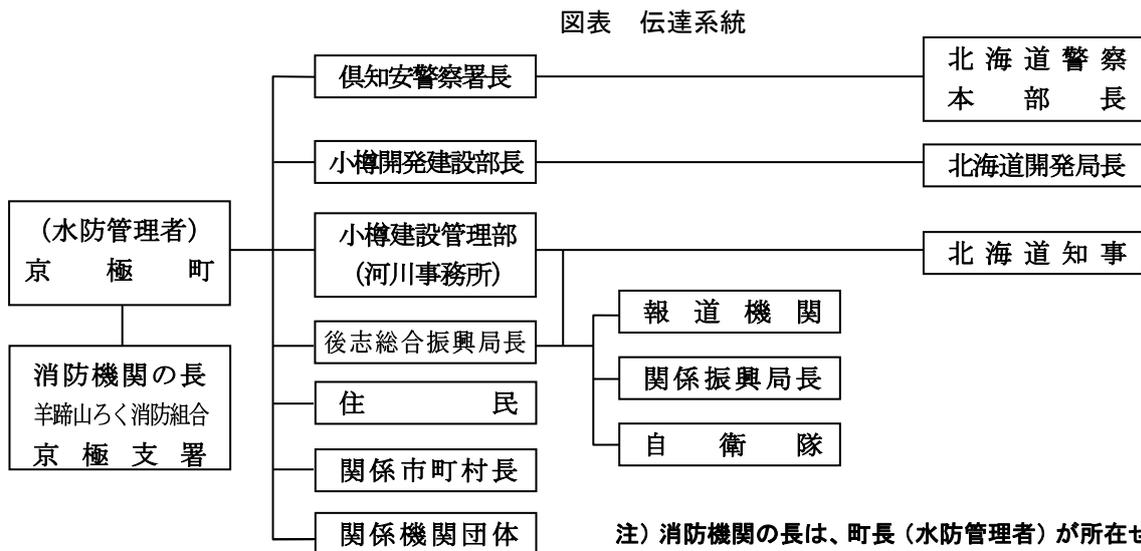
水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ所轄するものとする。

#### 4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

#### 5 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者（町長）又は羊蹄山ろく消防組合 京極支署長は、直ちに次の系統図により通報するものとする。



注) 消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行うものとする。

## 6 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難指示等の情報は、町防災行政無線等、ラジオ、テレビ、広報車等によって行う。

## 7 主要資機材の備蓄

町の主要資機材は、資料13のとおりである。

なお、町は、町は水防協力団体と連携して、計画的に水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備える。

## 8 非常監視及び警戒

対策本部は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意するものとする。
  - ア 取入口の閉塞状況
  - イ 流域の山崩れの状態
  - ウ 流入水及び浮遊物の状況
  - エ 余水及び放水路付近の状況
  - オ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

## 9 非常配備体制

- (1) 町長は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとるものとする。
  - ア 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
  - イ 町長が水防活動を必要と判断したとき
  - ウ 知事から指示があったとき
- (2) 非常配備の体制は、「第3章 第1節 組織計画」による。

本部長は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

## 10 警戒区域の設定

- (1) 羊蹄山ろく消防組合 京極支署は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

この場合には、速やかに倶知安警察署（京極駐在所）その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行うものとする。

- (2) 前記に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 11 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速・的確に作業を実施するものとする。

その工法は、概ね次のとおりとする。

- (1) 土のうの積み上げ
- (2) 木流し、三基柱等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆
- (6) ポンプによる水の汲み上げ

## 12 事業者との連携

町は、町内の建設業者等へ水防協力団体として予め協力を要請する等、事業者との連携を図り、出水時の円滑な水防活動を実施に努める。

## 13 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

## 14 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを住民に周知するものとする。

## 15 水防報告

- (1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局長に報告するものとする。

- ア 消防機関を出動させるとき
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき

- (2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告（別記第7号様式）を翌月5日までに後志総合振興局長に2部提出するものとする。

資料編〔物資・資機材〕	・ 防災資機材保有状況（資料13）
資料編〔様式〕	・ 水防活動実施報告（別記第7号様式）

## 第4 防災行動計画（タイムライン）

台風等の風水害は、いつ起こるかわからない大規模な地震災害と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

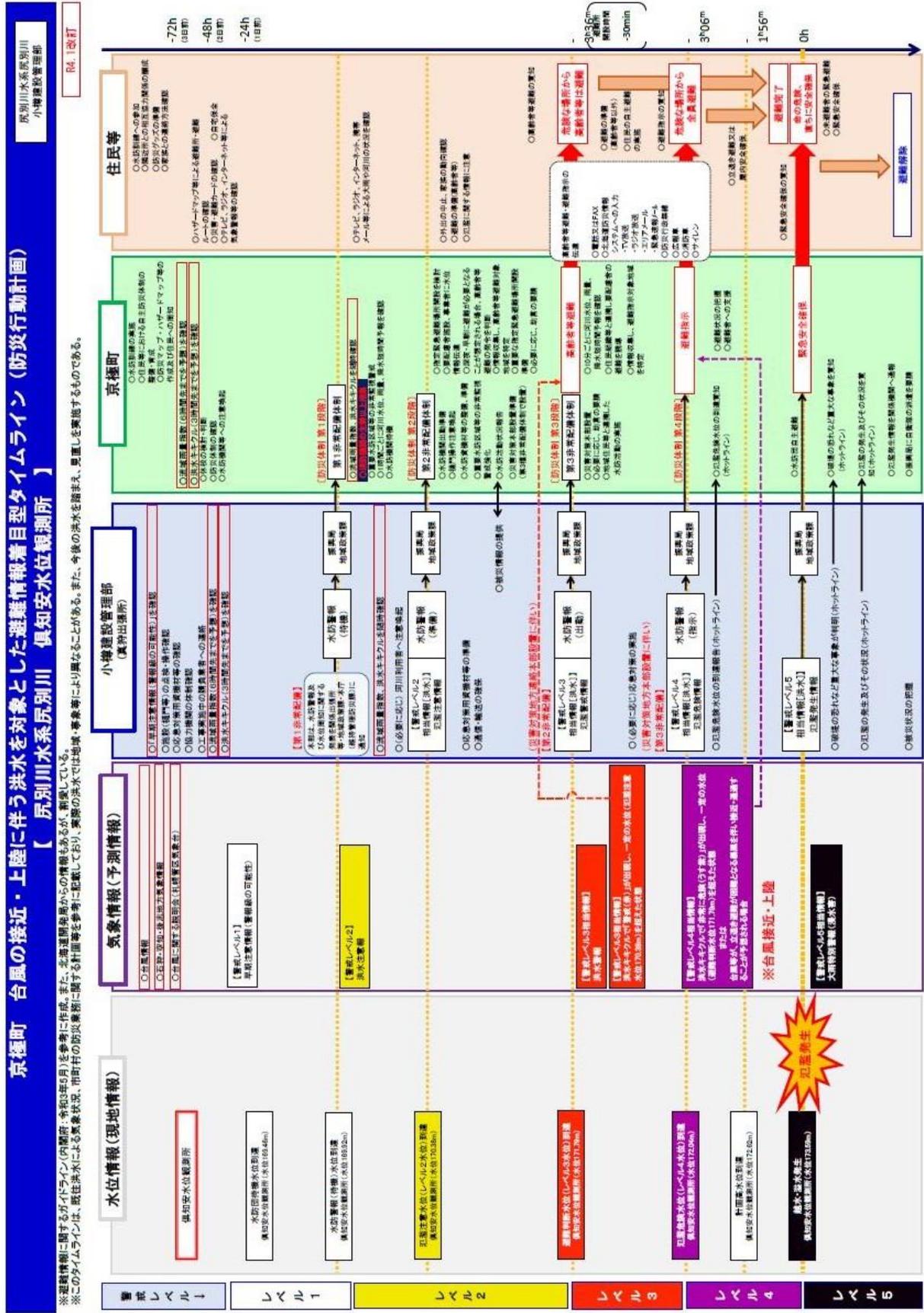
そのため、予め時系列の災害対応を整理した事前行動計画（タイムライン）を作成しておくことで、被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復）に資することが期待できる。

### 1 防災行動計画（タイムライン）の位置づけ

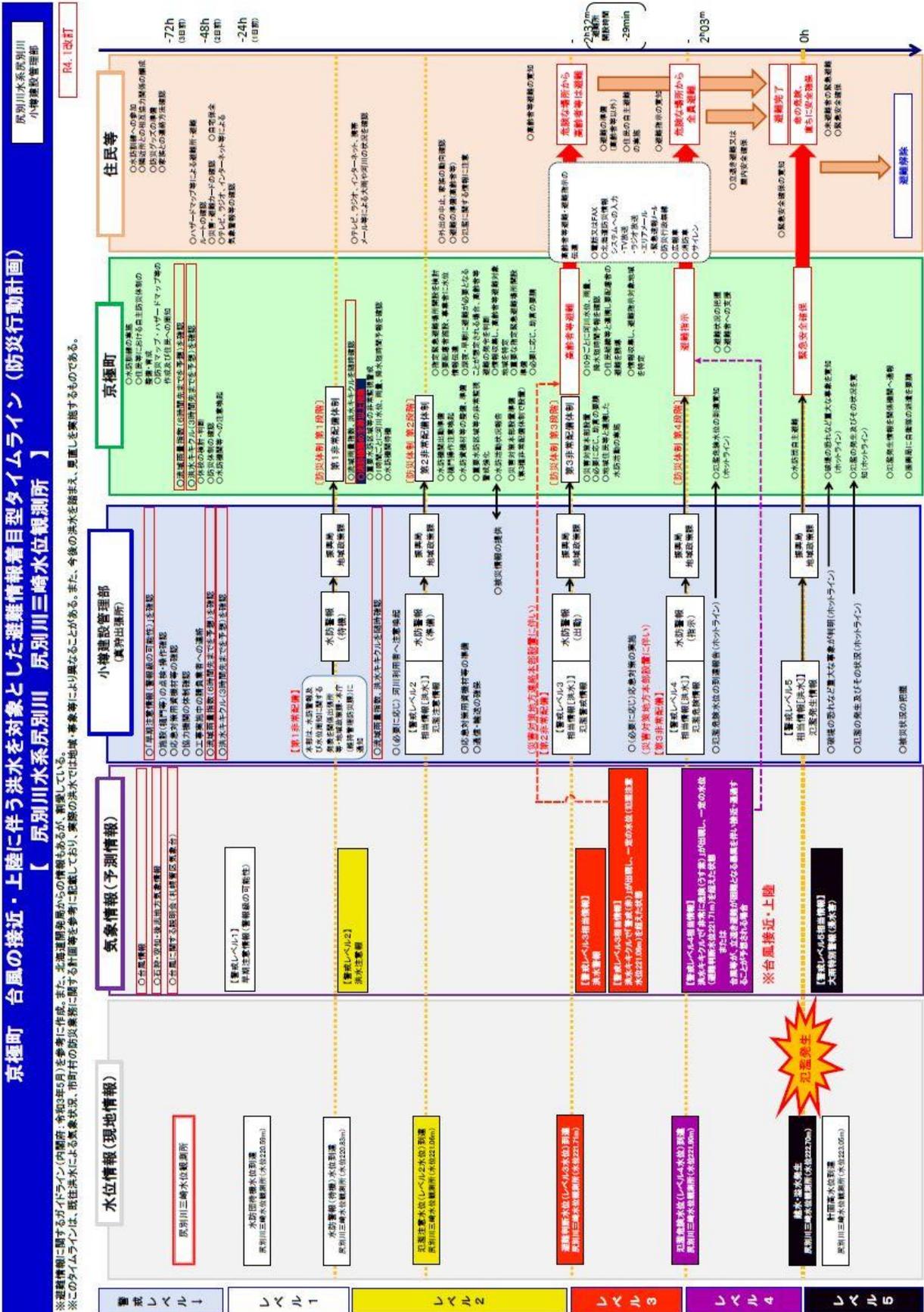
本事前行動計画（タイムライン）では、町内及び周辺地域一帯で起こり得る大規模な風水害を想定し、災害対応の時系列として位置づけ、このタイムラインに基づき、対応を進め、有効性の検証を行い、実践的に改善を進めていくものとする。

なお、実際の台風の進路や雨の降り方、被害の発生状況等により、災害対応の実施時期が早まったり、順序が変わる等、臨機の対応が必要になることに留意しなければならない。

(1) 俱知安水位観測所におけるタイムライン



(2) 尻別川三崎水位観測所におけるタイムライン



## 第12節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための対策は次のとおりである。

### 第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。  
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定等、強風による落下防止対策等の徹底を図る。(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)
  - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
  - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
  - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
  - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

### 第2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

#### 1 竜巻からの身の守り方

- (1) 屋内にいる場合
  - ア 窓を開けない。
  - イ 窓から離れる。
  - ウ カーテンを引く。
  - エ 雨戸・シャッターをしめる。
  - オ 地下室や建物の最下階に移動する。
  - カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
  - キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
  - ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- (2) 屋外にいる場合
  - ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
  - イ 橋や陸橋の下に行かない。
  - ウ 近くの頑丈な建物に避難する。
  - エ 頑丈な建物がない場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
  - オ 飛来物に注意する。

### 第3 分野別対応策の検討

#### 1 農作物・農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- (1) 風速 50m/s 以上に耐える耐候性ハウスの設置
- (2) 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- (3) 農作物等に対する被害への対応の検討

#### 2 住宅分野

被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

## 第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及び雪崩等の災害（以下「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

### 第1 町の体制

町は、異常降雪、吹雪等により雪害が予想される場合において、気象官署等関係機関と緊密な連絡をとり、区域内の降雪及び積雪の状況を的確に把握し、災害対策本部の配備体制を整える等、必要な措置を講ずるものとする。

また、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - (1) 食料、燃料等の供給対策
  - (2) 医療助産対策
  - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

### 第2 予防対策

#### 1 除雪路線実施区分

- (1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。
  - ア 一般国道は、北海道開発局が行う。
  - イ 道道は、北海道が行う。
  - ウ 町道は、京極町が行う。
- (2) 除雪作業の基準は、資料6のとおりである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・ 除雪作業基準及び町除雪機械の種別及び数量（資料6）

#### 2 町道除雪要領

町道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
- (2) 常時1車線の確保に努める。
- (3) 大量の除雪がある場合は、民間車両の借上げを行い、路線を確保する。

- (4) 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

### 3 除雪実施目標

除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

- (1) 第1次目標  
 期 間 11月から12月中旬  
 目 標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置
- (2) 第2次目標  
 期 間 12月から3月まで  
 目 標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

### 4 出動基準

降雪量が10 cm以上になった場合又は吹きだまり、路面融雪等通行に支障が生じた場合。

### 5 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定すること。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものとし、投下に際しては溢水<sup>いっ</sup>災害の防止に努めなければならない。

### 6 警戒体制

気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は警戒体制に入るものとする。

- (1) 住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合、町長は、次の状況を勘案し、必要と認めたときは災害対策本部設置基準に基づき本部を設置するものとする。
- ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき。

## 第3 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、雪崩の発生が予想される箇所や降積雪時の適切な活動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整備する。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においても視界不良による運転の危険や吹き溜まりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止にむけた普及・啓発を行う。

### 1 住民への啓発・普及事項

- (1) 雪崩危険箇所
- (2) 雪害に関する特別警報・警報・注意報等に対する知識
- (3) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及

- (4) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (5) 雪下ろしの際の転落防止への注意

## 2 暴風雪等による被害防止にむけた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) やむを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。
  - ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して外出する。
  - イ 地吹雪等により、運転をされていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。
  - ウ 避難できる場所や救助を求められる人家がない場合は、消防や警察に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

## 第4 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業者等が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

## 第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

### 第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、雪崩、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝等の流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

### 第2 予防対策

#### 1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては札幌管区气象台と緊密な連絡をとり、地域内の積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

#### 2 融雪出水対策

- (1) 町は、「本章 第1 重要警戒区域及び整備計画」に定める重要警戒区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。
  - ア 町及び羊蹄山ろく消防組合 京極支署は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
  - イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

また、河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、併せて樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うと

ともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ 町は、被災地における避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について施設の管理者と協議しておくものとする。

- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

### 3 雪崩等予防対策

- (1) 道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) がけ等の管理者は、崖崩れ及び地滑りの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化するものとする。

### 4 交通の確保

- (1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

### 5 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

### 第3 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、雪崩等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるとともに、必要に応じて住民の避難等の応急対策を行う。

## 第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 現況

「本章 第1 重要警戒区域及び整備計画」の定めによる。(資料10～12 参照)

資料編〔災害危険箇所〕	・地すべり・がけ崩れ等危険区域（資料10）
資料編〔災害危険箇所〕	・土石災害警戒区域（資料10）
	・土砂災害特別警戒区域（資料10）
資料編〔災害危険箇所〕	・山地災害危険地区（資料11）

### 第2 予防対策

町及び道は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備等、総合的な土砂災害対策を推進する。

- 1 町防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- 2 警戒区域等の指定があったときは、防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
  - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
  - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
  - (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - (5) 救助に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 町防災計画において、前項(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 4 町は、町防災計画に基づき、警戒区域等における土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な

措置を講じるものとする。

- 5 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令するものとする。

### 第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による。土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

#### 1 地すべり等予防計画

町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）等の周知・啓発を図るものとする。

#### 地 す べ り の 前 兆

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 斜面に段差ができたり、亀裂が生じる</li> <li>2 凹地ができたり、湿地が生じる</li> <li>3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に变化する</li> <li>4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る</li> <li>5 舗装道路にひびが入る</li> <li>6 樹林、電柱、墓石等が傾く</li> <li>7 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる</li> </ol> |
|--|

#### 2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町、国及び道は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

##### (1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）等の周知・啓発を図る。

##### (2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町防災計画において、必要な

警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

### 3 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、町防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図るものとする。

#### 土 石 流 の 前 兆

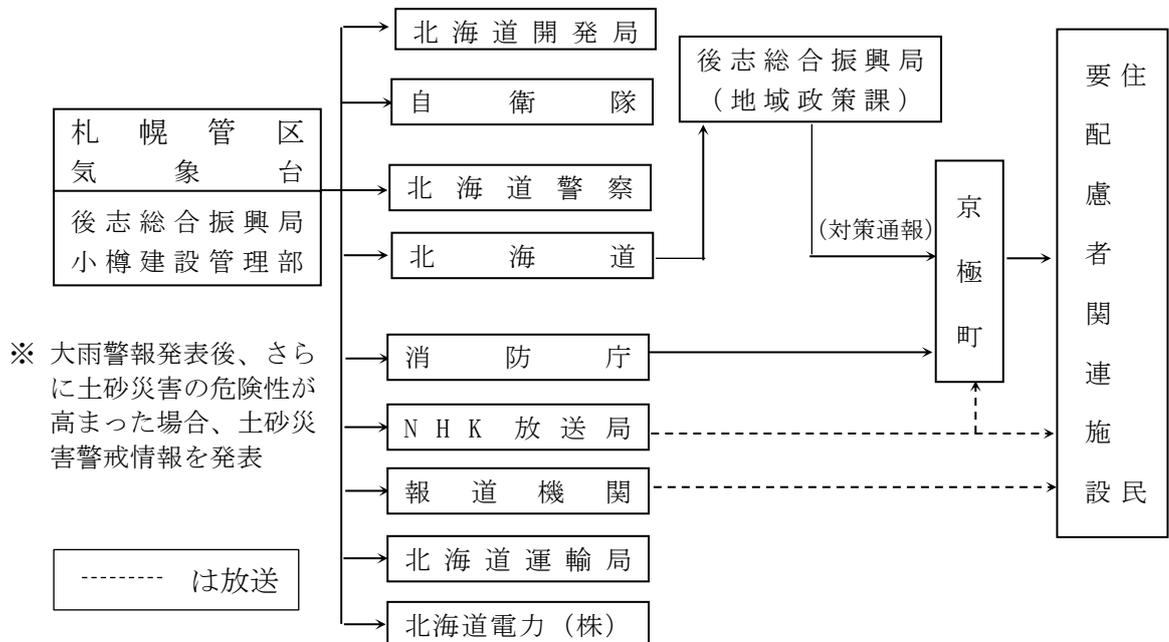
- 1 山鳴りがする
- 2 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 3 川の流れが濁ったり、流木が混ざり始める

### 第4 土砂災害警戒情報の伝達

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険をおよぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長が防災活動・避難指示等の判断や、住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、総合振興局又は振興局と気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。

図表 土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供



## 第5 土砂災害警戒区域等にかかる町の防災対策について

町内の土砂災害警戒区域等にかかる避難指示等の発令にあたって、町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

### 1 避難指示等の発令の判断基準

崖崩れの発生は、一般的に一時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら危険性が増すといわれており、気象庁より大雨による土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、直ちに避難情報の発表を行うものとする。

### 2 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、町防災行政無線、広報車の巡回等により周知を行う。

### 3 土砂災害警戒区域等の周知

人的被害を防止し、住民等の自主避難を促進するため、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等に指定される地区に居住する住民等に配布、及びホームページ等で公表する。

### 4 土砂災害に対する防災意識の高揚

町内会及び札幌管区气象台と連携を取りながら、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、土砂災害の前兆現象（山鳴り、川の水位の急激な減少、急激な濁り等）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。

危険度の高いがけ	崖崩れの前兆
1 クラック（裂け目）のあるがけ	1 がけからの水が濁る
2 表土の厚いがけ	2 がけに亀裂が入る
3 オーバーハング（せり出し）しているがけ	3 小石がパラパラ落ちてくる
4 浮石の多いがけ	
5 割目の多い基岩からなるがけ	
6 湧水のあるがけ	
7 表流水が集中するがけ	
8 傾斜度が 30° 以上、高さ 5m 以上のがけ	

## 第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

### 第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

### 第2 交通の確保

#### 1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- (1) 除雪体制の強化
  - ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
  - イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
  - ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
  - イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

- (3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送等に必要なスノーモービル等の確保に努める。

### 第3 雪に強いまちづくりの推進

#### 1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐雪性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

## 2 積雪期における避難所、避難経路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難経路の確保に努める。

## 第4 寒冷対策の推進

### 1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(毛布、スノーダンプ、スコップ等)の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努め、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

### 2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

### 3 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

### 4 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

## 第17節 複合災害に関する計画

---

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実させることとする。

### 第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。(第2節第7再掲)
- 3 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

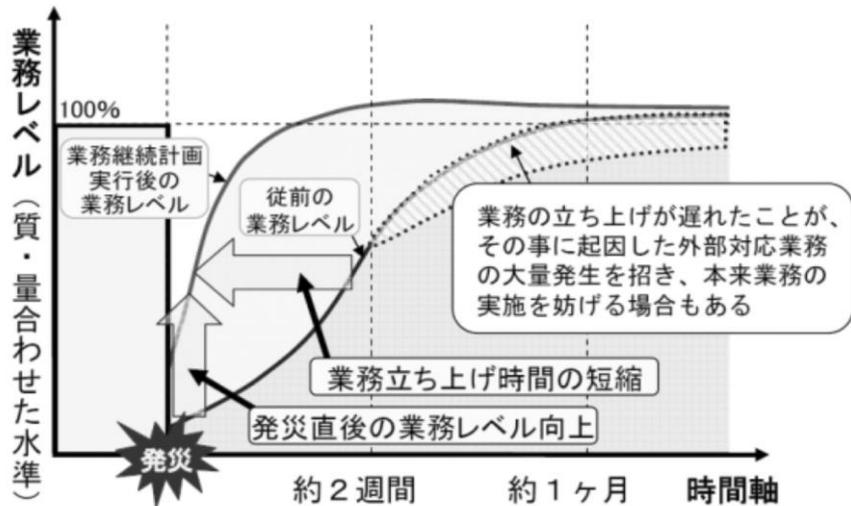
## 第18節 業務継続計画の策定

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

### 第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保等を規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞



### 第2 業務継続計画（BCP）の策定

- 1 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- 2 町は、事業者に対して、事業の継続等、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう啓発に努める。

### 第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

## 第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、次のとおりである。

#### 第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うため、町は収集した人的被害の情報を道に報告するものとする。

#### 1 町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志総合振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

- (2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

- (3) 地区情報連絡員は、地域内の住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報するものとする。

## 2 災害時の内容及び通報の時期

### (1) 防災関係機関への通報

- ア 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
- イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

### (2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により後志総合振興局を通じて道（防災消防課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

### (3) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

## 3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び後志総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

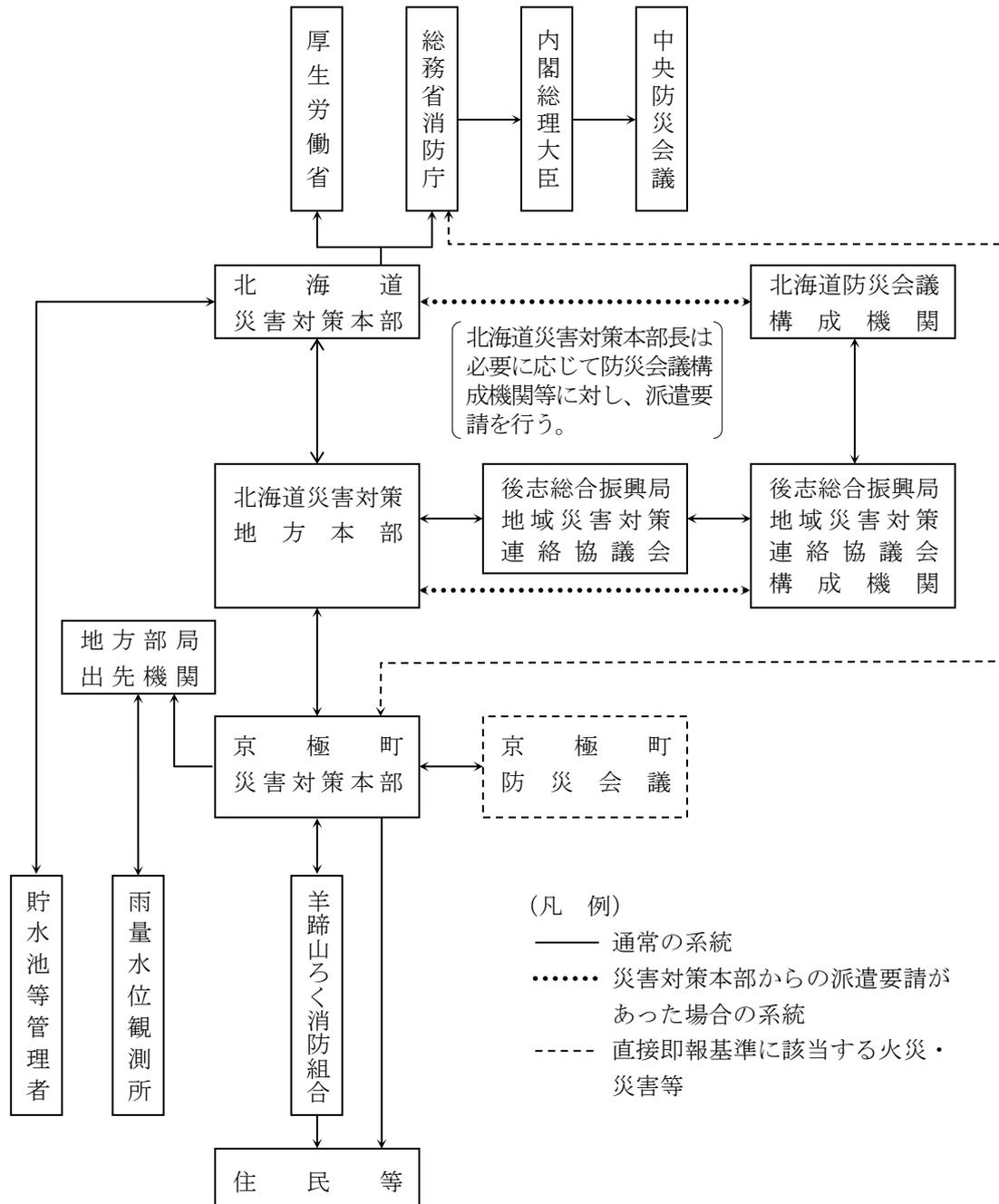
また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

## 4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

4 災害情報等連絡系統図

図表 災害情報等連絡系統



○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
地域衛星通信 ネットワーク(注)	電話	*-048-500-90-49013
	FAX	*-048-500-90-49033

「\*」各団体の交換機の特番

(注) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

通信手段	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
NTT 回線	電話	03-5253-7514
	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036

## 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を後志総合振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度5弱4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別記第8号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第9号様式）により件数のみ報告すること

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第9号様式）により報告すること

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること

但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第9号様式）により報告すること

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料20のとおりとする。

資料編〔応急・復旧〕	・被害状況判定基準（資料19）
資料編〔様式〕	・災害情報（別記第8号様式）
資料編〔様式〕	・被害状況報告（速報・中間・最終）（別記第9号様式）

## 第2節 災害通信計画

### 第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

### 第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

#### 1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

##### (1) 災害時優先電話

住民からの電話等による輻輳を避けるため、職員・関係団体は次の電話の使用を徹底する。

#### 2 電報による通信

##### (1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

##### (2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

##### (3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

##### (4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱いの通話と同じ

### 3 公衆用通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

#### (1) 本町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

- (ア) 地上系無線と衛星系無線の2ルート
- (イ) 端末局、ファクシミリは、町役場本庁舎に設置
- (ウ) 羊蹄山ろく消防組合に専用回線で接続
- (エ) 本庁内線電話により受発信可能

イ 消防無線

#### (2) 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

#### (3) 警察の通信施設

ア 警察電話による通信英雄

専用電話をもって、通信相手機関に最も近い警察署（倶知安警察署 京極駐在所）等を経て行う。

イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

#### (4) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本店・支店、営業所、電力センター等を経て行う。

#### (5) 東日本電信電話（株）の設備による通信

東日本電信電話(株)北海道事業部が町の重要通信を確保するため、所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

#### (6) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の(1)から(5)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局及びアマチュア無線局等による通信を利用して行う。

### 4 通信途絶時等における連絡方法

前項1～3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずるものとする。

北海道総合通信局に通信の確保を図る措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

#### (1) 移動通信機器の借受を希望する場合

ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所

- イ 借受希望機種及び台数
- ウ 使用場所
- エ 引渡場所及び返納場所
- オ 借受希望日及び期間
- (2) 移動電源車の借受を希望する場合
  - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - イ 台数
  - ウ 使用目的及び必要とする理由
  - エ 使用場所
  - オ 借受期間
  - カ 引渡場所
- (3) 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
  - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - イ 希望エリア
  - ウ 使用目的
  - エ 希望する使用開始日時
  - オ 引渡場所及び返納場所
  - カ 借受希望日及び期間
- (4) 臨機の措置による手続きを希望する場合
  - ア 早急に免許又は許可等を必要とする理由
  - イ アに係る申請の内容

## 5 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

## 第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報は、次のとおりである。

### 第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町、道及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつわかりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

#### 1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町、道及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティ FM を含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。
- (2) 町、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1) の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1) のほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

#### 2 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・高齢者等避難開始・緊急安全確保の発令、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

##### (1) 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- ア 情報・広報班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- イ 報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集

ウ その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

(2) 災害情報等の発表及び広報の方法

ア 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、情報・広報班長がこれにあたる。

イ 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ、ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

- (ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (イ) 災害発生場所又は被害激甚地域
- (ウ) 被害状況
- (エ) 町における応急対策の状況
- (オ) 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- (カ) 本部の設置又は廃止
- (キ) 救助法適用の有無

ウ 住民に対する広報の方法及び内容

(ア) 住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行うものとする。

- i 町防災行政無線
- ii 町広報車の利用
- iii 新聞、テレビ及びラジオの利用
- iv 町広報紙の利用
- v 町ホームページの利用
- vi チラシ等印刷物の利用
- VII 防災情報システムのメールサービス

(イ) 広報事項の内容

- i 災害に関する情報及び注意事項
- ii 災害応急対策とその状況
- iii 災害復旧対策とその状況
- iv 被災地を中心とした交通に関する状況
- v その他必要な事項

(ウ) 大規模災害の際の安否情報提供体制

- i 報道機関等に被害情報を提供し、報道を要請
- ii 災害用伝言ダイヤル（NTT：171）、災害用伝言板等の活用
- iii 避難所等に避難者の氏名を掲示、インターネット等の活用

エ 庁内連絡

総務班は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内 LAN 等を利用して職員に周知するものとする。

(3) 災害情報速報の作成及び活用

総務班は、広報活動の効率的な実施のため、災害情報速報（別記第10号様式）を作成し、

活用を図るものとする。

(4) 各関係機関に対する周知

総務班は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

(5) 広聴活動（被災者相談所の開設）

保健福祉班は、災害の状況により必要と認めるときは、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策班及び防災関係機関に連絡し、迅速、適切な処理に努めるものとする。

資料編〔様式〕 ・ 災害情報速報（別記第10号様式）
----------------------------

## 第2 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策（連絡）本部に対し情報の提供を行う。

## 第3 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報を取りまとめて広報を実施する。

## 第4 安否情報の提供

### 1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた場合、町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けたとき、町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等、一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

## 2 安否情報を回答するに当たっての町又は道の対応

町及び道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
- (5) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

## 第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、次のとおりである。

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の指示等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示、緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

#### 1 町長（基本法第60条）

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

- (2) 町長は、避難のための立退きまたは緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

#### 2 水防管理者（水防法第29条）

- (1) 水防管理者（水防管理団体である町長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- (3) 水防管理者が、避難のための立退き指示をする場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、倶知安警察署長にその旨を通知する。
- (4) 避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線や広報車をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

#### 3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、町長が指示できないと認めるとき、又は町長からの要請があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

#### 4 知事又はその命を受けた道の職員

(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

- (1) 知事(後志総合振興局長)又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事(後志総合振興局長)は、洪水、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「第5章 第14節 輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する

#### 5 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条の準用)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項の準用)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

### 第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

#### 1 連絡

町、道(後志総合振興局振興局)、北海道警察本部(倶知安警察署)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

## 2 助言

### (1) 町

町は、避難のための立退き指示、又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市町村は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

### (2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

## 3 協力・援助

### (1) 北海道警察（倶知安警察署）

倶知安警察署長は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

## 第3 避難指示又は高齢者避難開始等の伝達

町長は、高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示に当たっては、羊蹄山ろく消防組合等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（個別受信機を含む。）等、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

### 1 伝達内容

- (1) 避難指示、緊急安全確保措置の指示又は高齢者等避難開始の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、必要最小限にする。

(食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等)

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

注) 避難の経路、場所などが変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難所等へ立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立ち退き避難または屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立ち退き避難または屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

## 2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとする。場合によっては、2つ以上の方法を併用するものとする。

(1) 町防災無線による伝達

戸別受信機を使用し、伝達を行う。

(2) 広報車による伝達

町・羊蹄山ろく消防組合 京極支署・警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

なお、風水害の場合は、浸水被害想定地区を優先して伝達を行うこと。

(3) ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(4) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(5) 伝達員による個別伝達

避難の指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達するものとする。

る。

(6) 伝達員による個別伝達

地区情報連絡員等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(7) 避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号によるものとする。

図表 危険信号

区分	方法	サイレン	摘要
危険信号 (避難・立退き)		●—休止 1分-5秒    ●—休止 1分-5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

3 高齢者等避難開始又は避難の指示の基準

(1) 高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況において、要配慮者等、避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者等に対して避難のための準備を呼びかけるもので、その基準は次によるものとする。

区 分		判 断 基 準
風水害	尻別川水系 (三崎水位観測所)	ア 水位観測所の水位が水防団待機水位 (220.59m) に達し、一定時間後には、氾濫注意水位を超えると予想される時
	その他の河川	ア 尻別川が一定時間後に氾濫注意水位 (221.06m) に達すると予想される時 イ 町域における大雨注意報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき ウ 町域における洪水注意報発表後も引き続き降雨が予想され、巡視した河川に著しい増水がみられたとき エ ア～ウの状況等を総合的に判断し、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき
その他の災害		ア 災害の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき

(2) 避難指示

人的被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、住民等を直ちに避難させるものであり、前兆現象が発生するなど、状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。

なお、事前避難のいとまがない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断される時は、至近の安全な場所に緊急避難させることとする。

区 分	判 断 基 準
風水害	尻別川水系 (三崎水位観測所) ア 氾濫危険水位 (221.90m) に到達するとき イ 堤防が決壊するおそれがあるとき (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される)

	その他の河川	ア 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき
	その他の災害	ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき

## 第4 避難方法

### 1 避難誘導

避難誘導は、町職員（主に保健福祉班）、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員があたり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官等、避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

### 2 移送の方法

- (1) 避難は、各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。  
なお、車両による集団輸送が必要と認められる場合は、「第5章 第14節 輸送計画」に準じ、災害時輸送の担当である総務班、建設水道班を担当にあてる。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。
- (4) 道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

## 第5 避難行動要支援者の避難行動支援

### 1 町の対策

#### (1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援

等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、避難支援等関係者とともに、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、予め定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

## 2 道の対策

道は、要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害発生時に町において福祉避難所を開設した場合、道は町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

## 第6 避難経路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難にあたっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努めるものとする。

## 第7 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供等、被

災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

## 第9 指定避難所等の開設

1 町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、予め指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 市町村は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

3 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

4 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

5 市町村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

6 市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

## 第10 避難所の運営管理等

1 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

3 町は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

4 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ

把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの追加導入や、衛生面において優れたトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

5 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

6 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

7 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化、感染症対策等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」(資料編 8-2 参照)を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

8 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

9 その他避難所の開設・管理・運営にあたっては、次の要領で行う。

(1) 避難所には、本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置するものとする。

(2) 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容等にあたるものとする。

(3) 運営管理者は、避難所における収容状況及び「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備えるものとする。

ア 避難者世帯名簿(別記第12号様式)

イ 避難所収容台帳(別記第13号様式)

ウ 避難所設置及び収容状況(別記第14号様式)

エ 救助種目別物資受払簿(別記第15号様式)

オ 当該施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

10 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ

対策など健康への配慮を行うものとする。

- 11 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。
- 12 市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める物とする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努めるものとする。
- 13 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 14 避難所において感染症が発生またはその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当課と保健福祉担当課が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区画と動線を分けるなど必要な装置を講じる。

資料編〔避難〕	・避難所（資料15）
資料編〔様式〕	・避難所世帯名簿（別記第12号様式）
資料編〔様式〕	・避難所収容台帳（別記第13号様式）
資料編〔様式〕	・避難所設置及び収容状況（別記第14号様式）
資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）

## 第11 道（後志総合振興局）に対する報告

- 1 町長が、避難の指示を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（後志総合振興局長）に報告する。
  - (1) 発令者
  - (2) 発令日時
  - (3) 発令理由
  - (4) 避難の対象区域
  - (5) 避難先
- 2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（後志総合振興局長）に報告する。
  - (1) 開設場所及び日時の把握
  - (2) 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）の把握
  - (3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

## 第12 広域一時滞在

### 1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、

「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認める市町村長(以下、「協議元市町村長」という。)は、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、予め総合振興局長を通じて知事に報告する。但し、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。  
なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。
- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

## 2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在(以下、「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事(以下、「協議先知事」という。)に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 知事は、町長より道外広域一時滞りに関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。  
また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- (3) 道外広域一時滞りの協議をしようとするときは、知事は、予め内閣総理大臣に報告する。但し、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (7) 知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

### 3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

### 4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

## 第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び防災関係機関の長が実施する応急措置については、次のとおりである。

### 第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関、ダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官等
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の長

### 第2 町の実施する応急措置

- 1 町長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生を防ぎ又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

### 第3 警戒区域の設定

#### 1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

警戒区域設定後は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

#### 2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

#### 3 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。その場合、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

#### 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

### 第4 応急措置の実施

#### 1 従事命令等の実施

従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、別記第11号様式 公用令書等（別表第1～6号様式）を交付して行うものとする。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等（別記第11号様式 別表第6号様式）に定める証票を携帯しなければならないものとする。

資料編〔様式〕 ・ 公用令書等（別記第11号様式、別表第1号様式～第6号様式）

#### 2 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第64条第8項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用するものとする。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

##### (1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を公告式条例（昭和37年2月19日条例第4号）を準用して、町役場前の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

ア 名称又は種類

イ 形状及び数量

ウ 所在した場所

エ 処分の期間又は期日

オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

**3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条）**

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）
- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第27条）
- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- (4) 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

**4 住民等に対する緊急従事指示等**

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）
- (2) 水防管理者（町長）及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする。（水防法第24条）
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10）
- (5) 町長は、(1) から (4) までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

## 第 5 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第 5 章 第 34 節 救助法の適用と実施」に定めるところによる。

## 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

### 第1 災害派遣要請

#### 1 派遣要請権者

知事（後志総合振興局長）

#### 2 要請先

陸上自衛隊 北部方面総監部 倶知安駐屯地

#### 3 要請手続等

- (1) 町長等は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第 38 号様式）をもって要請権者に依頼する。

この場合において、町長等は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は（1）の要請手続により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認められた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

- (3) 町長等は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続を行うものとする。

なお、緊急の場合の連絡先は、次のとおりである。

部隊名	所在地	電話番号
北部方面対舟艇対戦車隊長 （倶知安駐屯地司令）	虻田郡倶知安町字高砂 232-2	0136-22-1195 内線 225 （当直 302）
第 11 旅団長	札幌市南区真駒内 17	011-581-3191 内線 2136 （当直 2300）

#### 4 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避

難支援等、大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

(1) 受入れ準備の確立

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

町長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

ウ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

イ 知事（後志総合振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事（後志総合振興局長）に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

ウ 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供する。

## 5 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

## 6 撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第39号様式）をもって知事（後志総合振興局長）に撤収要請を依頼するものとする。但し、文

書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

## 第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開（障害物等の除去）
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

## 第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

## 第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

## 第5 自衛隊との連携強化

### 1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

### 2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請し

た指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

## 第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

資料編〔様式〕	・自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第38号様式）
資料編〔様式〕	・自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（別記第39号様式）

## 第7節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、次のとおりであるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5章 第4節 避難対策計画」による。

### 第1 応援協定及び基本法に基づく応援・受援

#### 1 応援協定による応援・受援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料26）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

#### 2 基本法による応援・受援

- (1) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。町長が他の市町村町に応援を求められた場合も同様とする。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。（基本法第67条、資料26）

- (2) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（後志総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。（基本法第68条）

#### 3 北海道開発局に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（資料28）に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請するものとする。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料25）  
 資料編〔条例・協定等〕 ・ 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料27）

### 第2 消防機関（羊蹄山ろく消防組合）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する（資料27）とともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。（資料25）

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

### 第3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

### 第4 国からの派遣等受入れ体制の確保

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入れ体制を確保する。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料18）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料24）
資料編〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料25）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道広域消防相互応援協定（資料26）

## 第8節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、次のとおりである。

### 第1 基本方針

災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

### 第2 ヘリコプター等の活動内容

#### 1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査等の情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

#### 2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

#### 3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

#### 4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

#### 1 北海道

北海道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請等を行う。

#### 2 札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

#### 3 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

#### 4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

## 第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局等から多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

## 第5 町の対応等

### 1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料25）に基づき知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

### 2 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第35号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL：011-782-3233
- ・FAX：011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話：6-210-39-897、898
- ・無線呼出：北海道防災ヘリ（統制波1）

札幌医科大学付属病院

- ・TEL：011-611-2111
- ・FAX（病院課）：011-621-8059
- ・ホットライン：011-644-0331
- ・指導・助言1：080-1885-8700
- ・指導・助言2：080-1885-8701

市立札幌病院

- ・ TEL : 011-726-2211
- ・ FAX : 011-726-7912
- ・ 救命救急センター : 011-726-9548

札幌市消防局

- ・ TEL : 011-215-2060 (一般)  
011-215-2080 (夜間)
- ・ FAX : 011-281-0101 (一般)  
011-272-9119 (夜間)

#### 4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(別記第36号様式)により、総括管理者(北海道総務部危機管理監)に報告するものとする。

#### 5 緊急患者の緊急搬送手続等

##### (1) 応援要請

ア 町長(羊蹄山ろく消防組合 京極支署)は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」(資料19)に基づき行うものとする。

##### (2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事(危機対策局危機対策課防災航空室)に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、後志総合振興局及び倶知安警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票(別記第37号様式)を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、知事(危機対策局危機対策課防災航空室)から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

#### 6 受入体制等の確保

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

##### (1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

なお、本町におけるヘリコプターの離着陸可能地(危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所)は、次のとおりである。

その他、ドクターヘリの着陸可能地については、「第5章 第10節 医療救護計画 第3

の3 ドクターヘリの受入れ体制の確保」に示すとおりである。

#### 防災ヘリ臨時ヘリポート（発着場所）

名 称	住 所	座 標
スリーユーパーク多目的広場 （旧陸上競技場・駐車場）	京極町字川西 68 番地	（座標）北緯 42° 51′ 30″ （WGS）東経 140° 52′ 30″
リフレッシュパーク多目的広場	京極町字三崎 91 番地	（座標）北緯 42° 51′ 17, 5″ （WGS）東経 140° 53′ 2, 3″

#### (2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料18）
資料編〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料24）
資料編〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第35号様式）
資料編〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書 （別記第36号様式）
資料編〔様式〕	・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第37号様式）

## 第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体が及んでいる者等の救助救出については、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等、円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町（羊蹄山ろく消防組合 京極支署）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体が危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接町村、北海道等の応援を求める。

### 第2 救助救出活動

#### 1 被災地域における救助救出活動

町及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

#### 2 救出対象者

災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山くずれ、地滑り等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

#### 3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 被災者救出状況記録簿（別記第16号様式）
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

#### 4 現地災害対策本部

被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・被災者救出状況記録簿（別記第16号様式）

## 第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、次のとおりである。

### 第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、町又は道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。  
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) トリアージ
  - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
  - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
  - (4) 助産救護
  - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム（DMAT）のみ)
  - (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ)
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) 傷病者に対する精神科医療
  - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

### 第2 医療救護活動の実施

#### 1 京極町

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ、羊蹄医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。  
要請する場合は、次の項目を通知するものとする。
  - ア 災害発生の日時、場所、原因、及び状況
  - イ 出動の時期及び場所
  - ウ 出動を要する人員及び資機材
  - エ その他必要な事項
- (2) 町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

- (3) 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

## 2 北海道

- (1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 道は、救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めるときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。  
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (6) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。  
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

## 3 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

## 4 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所  
独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構  
道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部  
道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。  
なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。
- (4) その他の公的医療機関の開設者  
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(上記(3)を除く。)は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会  
道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。  
なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会  
道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。  
なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会  
道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。  
なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (8) 北海道看護協会  
北海道看護協会は、道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。  
なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (9) 北海道柔道整復師会  
北海道柔道整復師会は、道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。  
なお、柔道整復救護班の業務内容は、「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

### 第3 輸送体制の確保

#### 1 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT)

救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT) の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊等により移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

#### 2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として羊蹄山ろく消防組合が実施する。

但し、羊蹄山ろく消防組合の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

### 3 ドクターヘリの受入れ体制の確保

町はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

なお、本町におけるドクターヘリ緊急離発着場（羊蹄山ろく消防組合指定）は、次のとおりである。

ドクターヘリ臨時ヘリポート（発着場所）

名 称	住 所	座 標
京極発電所 上部調整池監視所前	京極町字春日番外地	(座標) 北緯 42° 57' 14, 23" (WGS) 東経 140° 57' 1, 84"
スリーユーパーク多目的広場 (陸上競技場) 京極温泉裏	京極町字川西 68 番地	(座標) 北緯 42° 51' 30" (WGS) 東経 140° 52' 30"
リフレッシュパーク多目的広場 (芝生・駐車場) 京極中学校裏	京極町字三崎 91 番地	(座標) 北緯 42° 51' 17, 5" (WGS) 東経 140° 53' 2, 3"
ようてい農協 京極第1トラックスケール前	京極町字京極 808 番地	(座標) 北緯 42° 51' 57" (WGS) 東経 140° 52' 56"
南京極小学校グラウンド	京極町字川西 156 番地	(座標) 北緯 42° 50' 04.12" (WGS) 東経 140° 53' 14.44"
北岡地区ふれあいセンター	京極町字北岡 343 番地	(座標) 北緯 42° 53' 21.94" (WGS) 東経 140° 51' 54.07"

### 第4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

### 第5 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

### 第6 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 救護班活動状況（別記第24号様式）
- (2) 医療実施状況（別記第25号様式）
- (3) 助産台帳（別記26号様式）
- (4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

### 第7 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置

があることに留意する。

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料28）
資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・救護班活動状況（別記第24号様式）
資料編〔様式〕	・医療実施状況（別記第25号様式）
資料編〔様式〕	・助産台帳（別記第26号様式）

## 第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

#### 1 京極町

- (1) 防疫は保健福祉班が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (3) 町を管轄する後志総合振興局保健環境部 倶知安保健所長の指導のもと避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

#### 2 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

### 第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長及び知事は、次の班等を編成しておくものとする。

#### 1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名をもって編成するものとする。

但し、知事は検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

#### 2 防疫班の編成

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

班 長	班 員	防疫に必要な資機材
保健福祉班	衛生委員、保健師、必要に応じて各班より応援を求めたもの、後志総合振興局保健環境部保健福祉室職員	動力噴霧器・背負式噴霧器・クレゾール・生石灰(酸化カルシウム)

- (2) 防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2~3名をもって編成するものとする。

### 第3 感染症の予防

1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活用水の供給に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

#### 2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、町等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと
- (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること

#### 3 予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

#### 4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

##### (1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

##### (2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

#### 5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

(参考) 使用薬剤及び方法

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺虫剤を散布する。

## 6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

## 7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

## 8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

## 第4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

## 第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

### 1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

### 2 清潔方法、消毒方法等の実施

後志総合振興局保健環境部保健所長の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

### 3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

### 4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

## 第6 家畜防疫

### 1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

### 2 実施の方法

#### (1) 家畜防疫の実施

##### ア 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めるときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

##### イ 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

##### ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

##### エ 公用車の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害発生時に公用車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫にあたるものとする。

#### (2) 家畜の救護

後志総合振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護にあたるものとする。

## 第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、警察が実施する警戒、警備については、次のとおりである。

### 第1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたるものとする。

### 第2 災害警備体制の確立

風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

### 第3 応急対策の実施

#### 1 災害の予警報の伝達

- (1) 倶知安警察署長（以下「警察署長」という。）は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
- (2) 警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

#### 2 事前措置に関する事項

- (1) 町長が行う警察官の出動要請  
町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。
- (2) 町長の要請により行う事前措置  
警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

#### 3 災害時における災害情報の収集に関する事項

- (1) 災害情報の収集  
警察署長は、町長その他防災関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。
- (2) 災害情報の連絡  
警察署長は迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、町長その他防災関係機関に連絡するものとする。

#### 4 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

#### 5 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立退きの警告又は指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。
- (2) 警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立退きの警告又は指示を行う場合は、「第 5 章 第 4 節 避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。但し、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
- (3) 避難の誘導にあたっては、町、羊蹄山ろく消防組合等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況に応じて警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護その他犯罪の予防に努めるものとする。

#### 6 救助に関する事項

警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力するものとする。

#### 7 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

#### 8 災害時における通信計画に関する事項

- (1) 警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- (2) 警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設又は資材の活用について計画し、その運用については、町長と打合せをするものとする。

## 第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、次のとおりである。

### 第1 交通応急対策の実施

#### 1 京極町

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。  
また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。
- (2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防職員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 2 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるため、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 3 北海道開発局

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

#### 4 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所

等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

## 5 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去を命ずること
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

## 6 一般社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

## 第2 道路の交通規制

### 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

### 2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

### 3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

## 第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

## 1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

## 2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事（後志総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（後志総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（資料17・18）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ト) 緊急輸送の確保に関する事項

(チ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

## 3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 使用者等の申出

北海道公安委員会（倶知安警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の

対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したのものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

但し、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

#### 4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

資料編〔通信・輸送〕	・緊急通行車両確認証明書（資料16）
資料編〔通信・輸送〕	・緊急通行車両標章（資料17）

#### 第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路（株）北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

## 1 計画内容

### (1) 対象地域

道内全域

### (2) 対象道路

既設道路及び概ね平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

## 2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は 10,710 km に上っている。

### ア 第 1 次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、医療機関、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長 6,907.5 km）

### イ 第 2 次緊急輸送道路ネットワーク

第 1 次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長 3,559.8 km）

### ウ 第 3 次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路（道路延長 242.9 km）

## 3 町の対応

町内においては第 2 次緊急輸送道路のみが存在するが、地震による災害時において緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある建物は特に存在しない。

また、町では避難所と国、道の定める緊急輸送道路を接続する町道を町独自の緊急輸送道路として定めている。

町は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、倶知安警察署と連携のもと、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

## 第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備を努めるものとする。その際は、町は、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町

災害時輸送は、町長が防災関係機関の協力を得て行うものとする。（基本法第50条第2項）  
なお、町有車両による災害時輸送の総括は、建設水道班及び総務班が実施する。

#### 2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

#### 3 日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

#### 4 北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

#### 5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

### 第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

#### 1 京極町

##### (1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には庁用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により庁用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

##### (2) 人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な事態が発生したときは、「第5章 第32節 労務供給計画」に定める人力による輸送を行うこととし、積雪期は雪上で走行可能な車両により輸送を行う。

(3) 空中輸送

陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地等で緊急輸送の必要がある場合は、「第5章 第8節 ヘリコプター活用計画」及び「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。

2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講ずる。

3 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は海運送事業者に対し、輸送を命じるための必要な措置を講ずる。

4 運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他やむを得ない理由により輸送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 輸送記録簿 (別記第17号様式)
- (2) 輸送関係物資受払簿 (救助種目別物資受払簿) (別記第15号様式)

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿 (別記第15号様式)
資料編〔様式〕	・輸送記録簿 (別記第17号様式)

## 第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

#### 2 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

#### 3 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

### 第2 食料の供給

#### 1 主要食料

##### (1) 京極町

被災者等に対しての炊き出し等の給食に米穀を必要とする場合は、町内業者から調達するものとするが、必要量が確保できないときは、後志総合振興局長を経由して知事に要請し、北海道農政事務所から支給を受けるものとする。

##### (2) 北海道農政事務所

町及び道と十分連絡をとりつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

##### (3) 北海道

知事は、町長から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、別記「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

#### 2 副食及び調味料

副食、調味料その他主食以外の食料は、原則として町が直接、町内業者から調達するものとするが、調達が不可能なとき、又は必要量が確保できないときは、後志総合振興局長を経由して知事に斡旋依頼するものとする。

なお、道は副食及び調味料を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう、事前に連絡調整を行う。

#### 3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の班の応援を受け、保健福祉班が次のとおり

行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、町内会長、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

#### 4 炊き出し計画

##### (1) 現場責任者

炊き出しを実施する場合、保健福祉班長は、当該班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督にあたらせるものとする。

##### (2) 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、町日赤奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する事業所等を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

また、必要がある場合は、後志総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

##### (3) 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

ア 炊き出し給与状況（別記第18号様式）

イ 炊き出し等による食品給与物品受払簿(救助種目別物資受払簿)(別記第15号様式)

### 第3 輸送計画

食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第5章 第14節 輸送計画」及び「第5章 第32節 労務供給計画」により措置するものとする。

### 第4 食料の備蓄

町は、災害時の初期応急対策に対応できる一定の食料を備蓄するものとする。

資料編〔条例・協定等〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
〔様式〕	・炊き出し給与状況（別記第18号様式）

## 第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町

建設水道班は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

##### (1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分、推奨1週間分、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

##### (2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

##### (3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)を調達して、給水にあたるものとする。

#### 2 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

### 第2 給水の実施

#### 1 給水の方法

##### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

##### (2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に災害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水するものとする。

##### (3) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

##### (4) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

## 2 給水量

1人1日あたりの給水量は、概ね3リットルとする。

## 3 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

## 4 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第19号様式）
- (2) 給水関係物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・飲料水の供給簿（別記第19号様式）

## 第17節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長（保健福祉班）が行うものとする。

##### (1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

#### 2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき、斡旋及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

#### 3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合は、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

### 第2 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策として実施する物資供給の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら

ら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

### 第3 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成員に応じた、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を支給又は貸与するものとする。なお、支給等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

### 第4 生活必需物資の確保

#### 1 調達方法

世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要量を次により調達するものとする。

- (1) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請するものとする。
- (2) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は北海道に要請し、調達するものとする。
- (3) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管するものとする。

#### 2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、地区情報連絡員等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行うものとする。

#### 3 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第20号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第21号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第22号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第23号様式）
- (5) 衣料、生活必需品等受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

#### 4 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

## 第5 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1 被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- (1) 毛布
- (2) 日用品セット(タオル、洗剤、缶切・栓抜等)
- (3) お見舞品セット(食料品の詰め合わせ)
- (4) 安眠セット

2 救助物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救援物資備蓄要綱」により予め地区に備蓄するものとする。

資料編〔様式〕	資料編	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
		・世帯構成員別被害状況（別記第20号様式）
資料編〔様式〕		・物資購入（配分）計画表（別記第21号様式）
資料編〔様式〕		・物資の給与状況（別記第22号様式）
資料編〔様式〕		・物資給与及び受領簿（別記第23号様式）

## 第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。（資料13内 石油類の貯蔵又は取扱い事業所等）

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

#### 2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

### 第2 石油類燃料の確保

1 町は、石油類燃料を確保するために、町内事業所との発災時の協力体制を確保する。

2 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

3 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 危険物貯蔵所等施設数及び貯蔵数量（資料12）

## 第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、次のとおりである。

### 第1 電力供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

### 第2 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

#### 1 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

##### (1) 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

##### (2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込み等の状況について、町及び道に連絡するものとする。

##### (3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設等を考慮する。

##### (4) 広報

災害による停電及び使用制限にあたっては、停電状況及び復旧見込等を直接又は報道機関及びインターネットホームページを通じて速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

##### (5) 要員の確保

各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を要請し、本部は要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（後志総合振興局長）に要請するものとする。

##### (6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力各社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

##### (7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、

極力送電の確保に努めるものとする。

## 2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

## 第3 広域停電対策

本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、北海道電力（株）は復旧に全力をあげるとともに、町は、北海道電力（株）、道、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

### 1 活動体制の確立

#### (1) 通報・連絡

北海道電力（株）は、本町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに当該市町村へ連絡する。

#### (2) 活動体制の確立

##### ア 町の活動体制

町内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、「第3章 第1節 組織計画」に基づき、町長は必要に応じて災害対策本部等の設置を行う。

なお、停電に伴う混乱を最小限にとどめられるよう、以下の応急対策を速やかに行うものとする。

(ア) 自家発電設備の稼働により、庁舎機能の確保に努める。

(イ) 情報システムの保全に努める。

(ウ) 倶知安警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

##### イ 北海道電力（株）の活動体制

(ア) 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、北海道電力（株）の「防災業務計画」等に従い、迅速に復旧対策を行う。

(イ) 北海道電力（株）は町と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

## 2 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合、町が行う被害情報等の収集・伝達体制は以下のとおりとする。

### (1) 北海道電力（株）の情報伝達

北海道電力（株）は、広域停電事故が発生した場合、停電状況、復旧状況等を定期的に災害対策本部に連絡する。

### (2) 町の情報収集・伝達

ア 町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、北海道電力（株）に情報を提供する。

同時に北海道電力（株）からも、収集している情報を入手する。

- イ 町は、関係機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。
- ウ 町は、停電事故の状況を取りまとめて、道に報告する。

### 3 災害広報対策

- (1) 北海道電力（株）は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にした上で情報提供を行うとともに、適切に対応する。
- (2) 町は、町防災行政無線、広報車及びホームページ、防災メール等により、北海道電力（株）より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について住民に広報を行う。
- (3) 北海道電力（株）は、町及び道と連携し、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どの地区で、どの程度）等をテレビ、ラジオ等の報道機関、ホームページ、広報車等を通して住民に伝達する。

### 4 被災者救出活動

#### (1) 救出・救助活動

町は、119番通報及び情報・広報班（企画振興課）等からの連絡等により被害状況を的確に把握し、救助体制及び避難誘導等を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

#### (2) 救急活動

町は、町内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受入れ状況を確認する。

### 5 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、自家発電設備等を設置した公共施設を避難所等として開設し、避難者を収容する。

避難所等の開設及び管理運営は、「第5章 第4節 避難対策計画」に準ずる。

## 第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、次のとおりである。

### 第1 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法第30条第1項に基づき保安規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

#### 1 非常災害の事前対策

##### (1) 情報連絡

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。

##### (2) 各設備の予防強化

###### ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。

(ア) 要員の確保

(イ) 防火、防水、救命用具の点検整備

(ウ) 非常持出品の搬出整備

(エ) 建物の補強

(オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止

(カ) 排水設備の点検整備

###### イ 製造設備、供給設備

ガス事業者の製造部門と供給部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。

(ア) 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備等においては、特に諸施設の災害予防について応急施策を講じ、これの強化を図る。

(イ) 配管等の設備において工事実施中あるいは仮工事のものは補強又は応急処置を講じ、道路掘削場所は速やかに復旧して交通に支障をきたさないよう措置すること。

(ウ) 電気設備、電話線等の保守。

(エ) その他設備ごとに対策を立てて強化を図る。

##### (3) 人員の動員連絡の徹底

ア 保安規程及び保安業務規程に基づき組織及び分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。

イ 社外（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

ウ 道に応援を要請する場合は、道の防災会議と密接な連絡をとるものとする。

## (4) 工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

## (5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当って、遺漏のないよう確保すること。

## (6) 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓発宣伝を行い事故防止に努める。

ア 無断ガス工事を禁止する。

イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

ウ 災害の発生が予想されるときは前もってメーターガス栓の閉止をする。

## 2 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・羊蹄山ろく消防組合と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

## 第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、次のとおりである。

### 第1 上水道

#### 1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、建設水道班及び水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

#### 2 広報

建設水道班及び水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 第2 下水道

#### 1 応急復旧

下水道管理者は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠施設については、土砂の除去、非常用電源の確保、可搬式ポンプや仮水路等の設置により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

#### 2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、応急復旧までの対処法等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、次のとおりである。

### 第1 災害の原因及び被害種別

#### 1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象  
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水  
山崩れ  
地滑り  
土石流  
崖崩れ  
火山噴火  
落雷

#### 2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊  
盛土及び切土法面の崩壊  
道路上の崩土堆積  
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害  
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害  
河川、砂防えん堤  
砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害  
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊  
ダム貯水池の流木等の堆積  
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

### 第2 応急土木復旧対策

#### 1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

#### 2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害発生の予防、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

##### (1) 応急措置の準備

- ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により (2) に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

**3 関係機関等の協力**

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

## 第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

### 第1 実施責任

#### 1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、知事に対し支援を要請する。

#### 2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

#### 3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分で判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

#### 4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

#### 5 事前準備

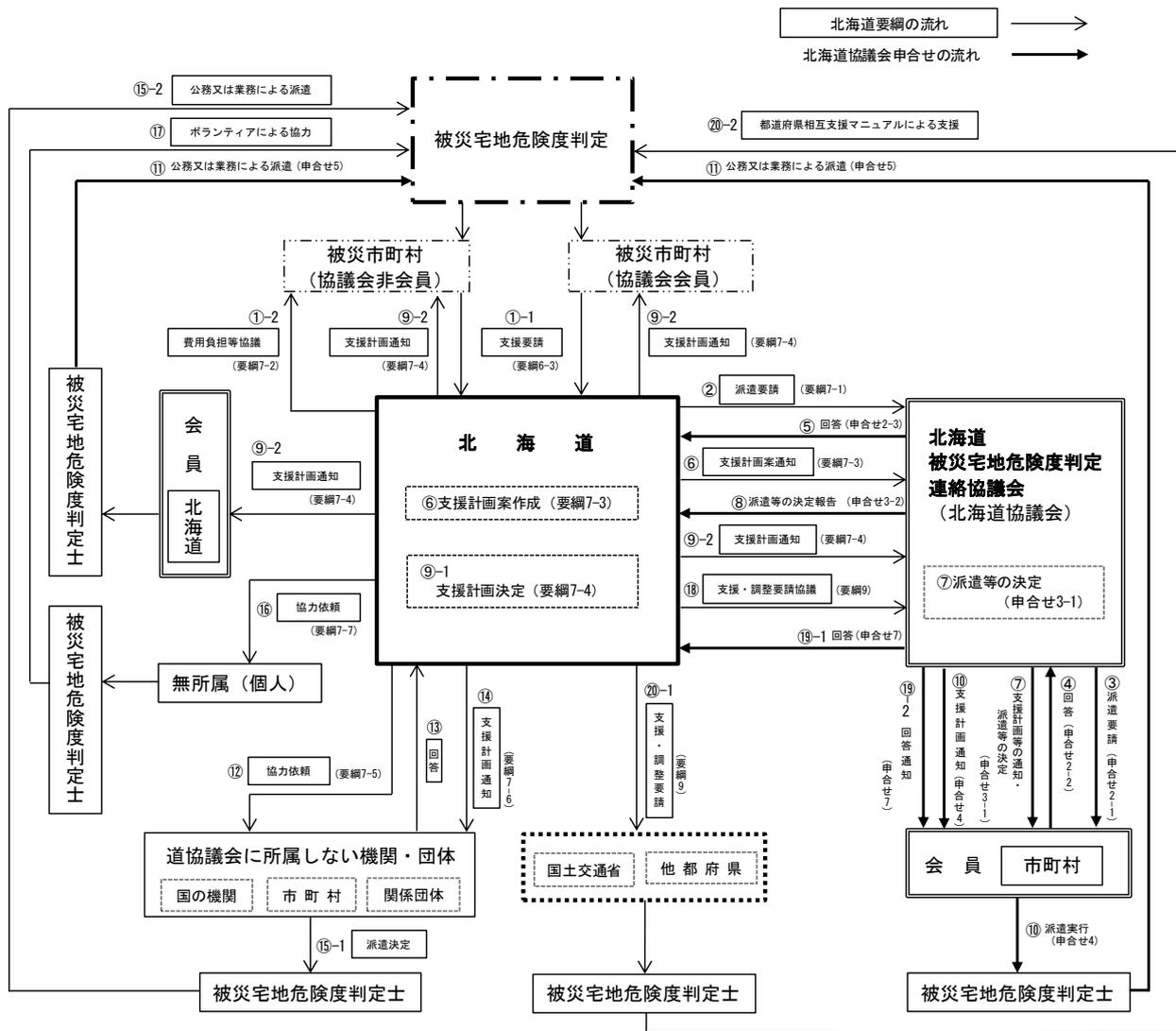
町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との

相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

- (3) 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画」(令和元年5月)

## 第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

#### 2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

### 第2 実施の方法

#### 1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、「第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

#### 2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家を斡旋するものとする。

#### 3 応急仮設住宅

##### (1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること

イ 居住する住家がない者であること

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者であること

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者等

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考にあたっては、民生委員等からなる選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定するものとする。

##### (3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

## (4) 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握するものとする。

## (5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

## (6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

## (7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

## (8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

## (9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。

#### 4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

#### 5 住宅の応急修理

## (1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること

## (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

## (3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。但し、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3、但し、激甚災害の場合は3/4

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第3 施工及び資材等の調達

1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

2 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得

て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

#### 第4 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

#### 第5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第28号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第29号様式）

資料編〔様	式〕	・ 応急仮設住宅台帳（別記第28号様式）
資料編〔様	式〕	・ 住宅応急修理記録簿（別記第29号様式）

## 第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

障害物の除去は町長が行い、担当は建設水道班をもってあたる。救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。

#### 1 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

### 第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。(基本法第64条第2項)
- 2 町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。
- 3 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。(基本法施行令第26条)

## 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第33号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・ 障害物除去の状況（別記第33号様式）
------------------------------

## 第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 学校管理者等

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

##### (2) 児童生徒等の安全確保

###### ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

##### (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### 2 京極町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長（教育対策班）が知事の委任により実施する。

### 第2 応急対象実施計画

#### 1 施設の確保と復旧対策

##### (1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

##### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用等により授業の確保に努める。

##### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

##### (4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

## 2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。
  - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
  - イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
  - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
  - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障にならないよう留意する。
  - オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

## 3 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

## 4 授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 保護者又は本人の申請に基づく学資金の貸付
- (3) 日本学生支援機構に対する育英資金貸与特別枠の申請
- (4) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

## 5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努めるものとする。

## 6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

### 第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び京極町文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

### 第4 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第27号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・学用品の給与状況（別記第27号様式）
-----------------------------

## 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

- 1 町長（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）
- 2 警察官

### 第2 実施の方法

#### 1 行方不明者の搜索

##### (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

##### (2) 搜索の実施

町長が、羊蹄山ろく消防組合、警察等に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索を要請する。

#### 2 遺体の処理

##### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

##### (2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官）

##### (3) 収容処理の方法

ア 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

### 3 遺体の埋葬

#### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

#### (2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理するものとする。

### 4 他市町村から漂着した遺体の処理

(1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。但し、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。

(2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

### 5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

### 6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が市で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

### 7 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

#### (1) 行方不明者の捜索

ア 行方不明者捜索状況記録簿（別記第30号様式）

イ 行方不明者の捜索に係る物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

#### (2) 遺体の処理 遺体処理台帳（別記第31号様式）

#### (3) 遺体の埋葬 埋葬台帳（別記第32号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
資料編〔様式〕	・行方不明者搜索状況記録簿（別記第30号様式）
資料編〔様式〕	・遺体処理台帳（別記第31号様式）
資料編〔様式〕	・埋葬台帳（別記第32号様式）

## 第28節 家庭動物等対策計画

---

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町

被災地における逸走犬、放浪犬等の管理を行うものとする。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

#### 2 北海道

- (1) 後志総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。
- (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

### 第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。
- 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

## 第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、次のとおりである。

### 第1 実施責任

京極町

### 第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、後志総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

#### 1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

#### 2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

## 第30節 廃棄物処理等計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）業務については、次のとおりである。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑、迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第5章 第25節 障害物除去計画」による。

### 第1 実施責任

#### 1 京極町

- (1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

#### 2 北海道

- (1) 後志総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。
- (2) 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

### 第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

#### 1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

#### (1) ごみ処理

##### ア 収集

- (ア) 委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施するものとする。

- (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集にあたっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。

イ 処理

- (ア) 処理処分は災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

ウ 災害廃棄物の仮置き

- (ア) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

- (イ) 仮置場は、学校校庭・河川敷等の公共広場を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。

また、衛生害虫等が発生しないように町は仮置場の管理を徹底する。

エ ゴミ排出量の推定

排出量については、概ね次の数量を目安に、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画、仮置き場及び処分場の確保を図る。

種 別	推 定 排 出 量	
木 造 住 宅	1 m <sup>2</sup> 当り	0.2 トン
鉄 骨 造 り	〃	0.07 トン
鉄筋コンクリート造り	〃	0.6 トン

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

水洗トイレを使用している世帯にあつては、使用水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておく。

なお、災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じて野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部俱知安保健所長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。

## 第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、次のとおりである。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

### 第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

### 第2 ボランティアの受入れ

- 1 町、道、社会福祉協議会及び関係団体は相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。
- 2 ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動

- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

#### 第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

## 第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

### 第1 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、岩内公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
  - (1) 職業別、所要労働者数
  - (2) 作業場所及び作業内容
  - (3) 期間及び賃金等の労働条件
  - (4) 宿泊施設等の状況
  - (5) その他必要な事項
- 3 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二つ以上の機関から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

### 第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

### 第3 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第34号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第34号様式）
-------------------------------

## 第33節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

### 第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)
- 2 道知事又は道の委員会若しくは委員(以下本節において「知事等」という。)

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

### 第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
  - (1) 派遣を要請する理由
  - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣の斡旋のみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
  - (1) 派遣の斡旋を求める理由
  - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

### 第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。

但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。

- 4 派遣職員のサービスは派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

## 第34節 救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、次のとおりである。

### 第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（後志総合振興局長）が行う。

但し、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

### 第2 救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、京極町の適用基準は次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
[京極町] 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のも</li> <li>・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの</li> <li>・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの</li> </ul> <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう</li> <li>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する</li> </ol>		

### 第3 救助法の適用手続き

#### 1 京極町

(1) 町長は町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を後志総合振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

## 2 北海道

- (1) 後志総合振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。  
 (2) 知事は、後志総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、後志総合振興局長を経由して、町に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

## 第4 救助の実施と種類

### 1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内 に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 (但し、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

## 2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。

## 第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

## 第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、別編である「地震災害対策編」による。

## 第7章 火山災害対策計画

### 第1節 基本方針

---

噴火、降灰(礫)、溶岩流、火山ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道、町及び防災関係機関が実施する予防並びに応急対策は、次に定めるところによる。

### 第2節 火山の概況

---

#### 第1 火山の現状

北海道における活火山は、常時観測火山9火山と、その他22火山（北方領土の11火山を含む）の計31火山が存在しており、本町においては、その他の活火山に該当する羊蹄山による被害が想定される。

#### 第2 過去の火山活動

本町において被害が想定される羊蹄山の過去の火山活動は、次のとおりである。

##### 1 羊蹄山

標高1,898mの円錐形の成層火山で、山頂には直径700mの火口、山体斜面には北山火口をはじめとする側火口、山麓には富士見火砕丘をはじめとする火砕丘が分布する。

羊蹄山の活動は約5～6万年前に始まり、軽石や火山灰、溶岩流を繰り返し噴出し、火砕流や山体崩壊も発生させた。最新期は側火山の活動が中心で、南火口（標高1,050m）から噴出した南火口溶岩流の下位地層の年代等から、過去1万年以降に噴火活動があったと考えられるが、現在は噴気活動は認められていない。

## 第3節 災害予防対策

町、道及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

### 第1 災害発生範囲の把握

町及び道は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや火山防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

また、町は、当該地区における警戒避難対策を本計画で定め、その内容を当該地区の住民等に周知するものとする。

### 第2 警戒避難体制の整備

町は、避難場所及び避難路を予め指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

また、火山災害は、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努める。

### 第3 二次災害の予防対策

町、道及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

### 第4 通信施設の整備

町、道及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

### 第5 防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報紙、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、有毒ガスの噴出地帯等、危険箇所については、掲示板を設置するなど、住民・登山者等への周知を図るものとする。

また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図るものとする。

登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行等、自らの安全を確保するための手段を講じる

よう努めるものとする。

## 第6 防災訓練の実施

町及び道は、防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、訓練についての事後評価を行い、速やかに防災体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

## 第7 防災会議協議会による防災体制の強化

火山災害は、周辺市町村が共同で行うことが合理的かつ効果的であることから、基本法第17条に基づく地方防災会議協議会を設置する等、市町村相互間地域防災計画を策定して、火山防災体制の強化を図るものとする。

## 第4節 災害応急対策計画

### 第1 町の災害対策組織

町長は、火山現象による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」の定めるところによる応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### 第2 火山現象に関する警報、予報、情報等

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

図表 火山現象に関する警報等の伝達先一覧

火山名	発表通報 担当官署	警察機関	総合振興局	市町村
羊蹄山	札幌管区 気象台	北海道警察本部	後志総合振興局	倶知安町、京極町、喜茂別町、 真狩村、ニセコ町

#### 1 火山情報の種類

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

#### 2 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」を発表する。「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

#### 3 噴火予報

札幌管区気象台が噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

#### 4 噴火警報・噴火予報の種類

発表される噴火警報及び噴火予報の種類と対応する火山活動の状況等は以下のとおりである。

図表 噴火警報・噴火予報の種類と対応する火山活動の状況等

種別	名称	対照範囲	火山活動の状況	キーワード
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。 (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山である ことに留意

## 5 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- (1) 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- (2) 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- (3) このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する(羊蹄山は常時観測火山ではないが関係機関からの通報等により噴火の発生が確認できた場合に、噴火発生後間もないなど、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合に発表する)。

## 6 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表する。

## 7 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

- (1) 降灰予報(定時)
  - ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表する。
  - ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
  - ・18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表する。
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(3) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表する。
- ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ	イメージ		人	道路	
	キーワード	路面	視界			
多量	1 mm以上 [外出を控える]	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度規制等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1 mm ≤ 厚さ ≤ 1 mm [注意]	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (およそ 0.1～0.2 mmで鹿児島市は降灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり(※)、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1 mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの降灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運行不可(※)

(※1) 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

8 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

## 9 火山現象に関する情報等

### (1) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

### (2) 月間火山概況

前月一箇月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

### (3) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を噴火後直ちに発表する。

## 10 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

## 11 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1) 町は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

(2) 町は、異常現象を了知し、気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

## 12 噴火警報及び噴火予報等の伝達

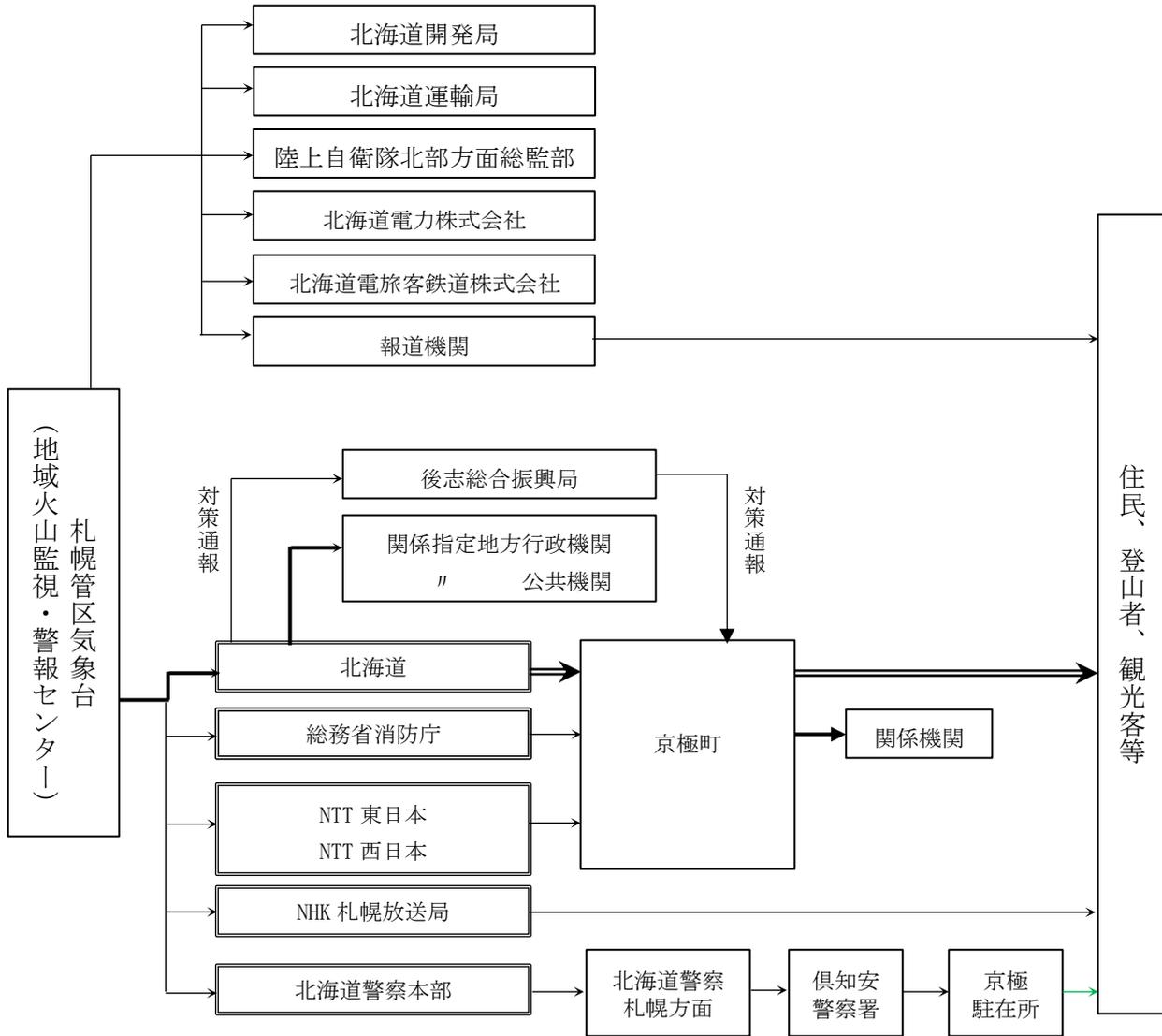
(1) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

(2) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

町は、知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

噴火警報等伝達系統図



- ◻ (二重枠) で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- (太枠) は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報、若しくは要請等が義務付けられている伝達経路
- ⇒ (二重線) は、
  - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報若しくは要請等
  - ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知、若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

- ※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
- ※ NHK 放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。
- ※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

噴火警報等関係機関

火山名	発表担当官署	通知担当官署	警察機関	総合振興局等	市町村
羊蹄山	札幌管区気象台	札幌管区気象台	北海道警察本部	後志	倶知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町

### 第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによる。

なお、町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信手段等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

### 第4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによる。

### 第5 応急措置

町、道及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、「第5章 第5節 応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

### 第6 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

### 第7 警戒区域の設定

町、道及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところ及び気象庁（札幌管区気象台）が発表する火山情報に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲の設定に当たっては、予め関係市町村、関係機関等と協議するものとする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査（土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査）及び緊急調査の結果通知される土砂災害緊急情報により、関係市町村は警戒避難体制を図るとともに、住民への周知に努めるものとする。

### 第8 救助救出及び医療救護活動等

町、道及び防災関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町、道及び防災関係機関「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 第9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した災害情報から、自衛隊に対し災害派遣要請の必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

## 第10 広域応援

町、道及び防災関係機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

## 第5節 災害復旧

---

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第10章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

## 第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物等の増加、トンネル、橋梁等、道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、原子力災害等、大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

### 第1節 航空災害対策計画

#### 第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

#### 第2 災害予防

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

##### 1 実施機関

###### (1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。
- イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

###### (2) 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

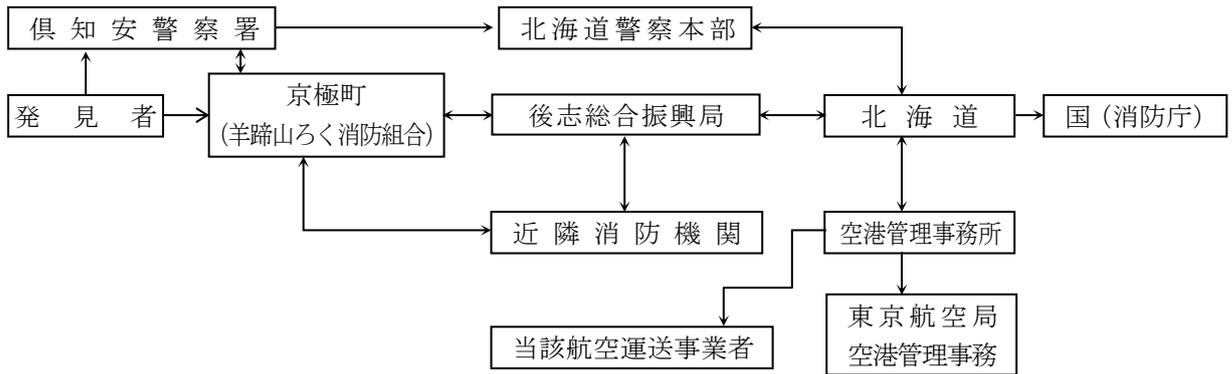
### 第3 災害応急対策

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

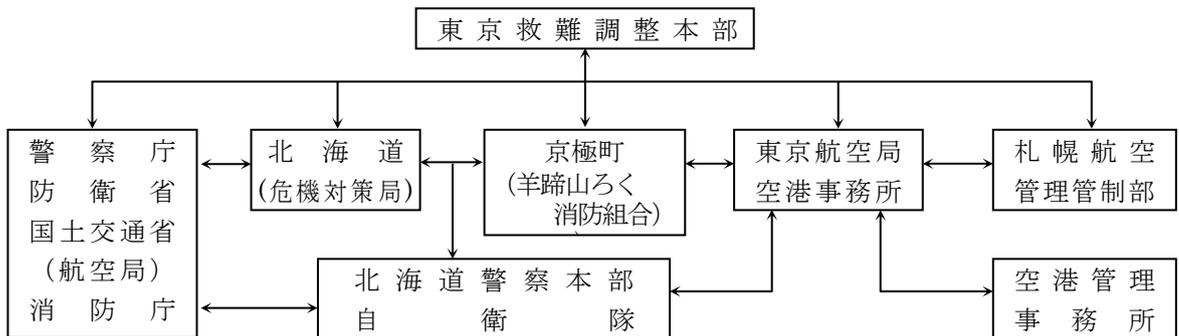
#### 1 情報通信

##### (1) 情報通信連絡系統

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

##### (2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

#### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

##### (1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町 (羊蹄山ろく消防組合)、

## 北海道、北海道警察

## (2) 実施事項

## ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等への情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

## イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

## (1) 町の災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

## (2) 北海道

知事は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え災害応急対策を実施する。

## (3) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

## 4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプター等、多様な手段を活用して行う。

## 5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

## 6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

## 7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 羊蹄山ろく消防組合等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 町は羊蹄山ろく消防組合等と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

## 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

## 9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

## 10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

### (1) 実施機関

町、北海道

### (2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第5章 第30節 廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

## 11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

## 12 広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 第4 災害復旧

航空災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第10章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## 第2節 道路災害対策計画

### 第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

#### 1 実施事項

##### (1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

##### (2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止等、必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において交通安全施設の点検を実施するなど、必要な措置を講ずる。

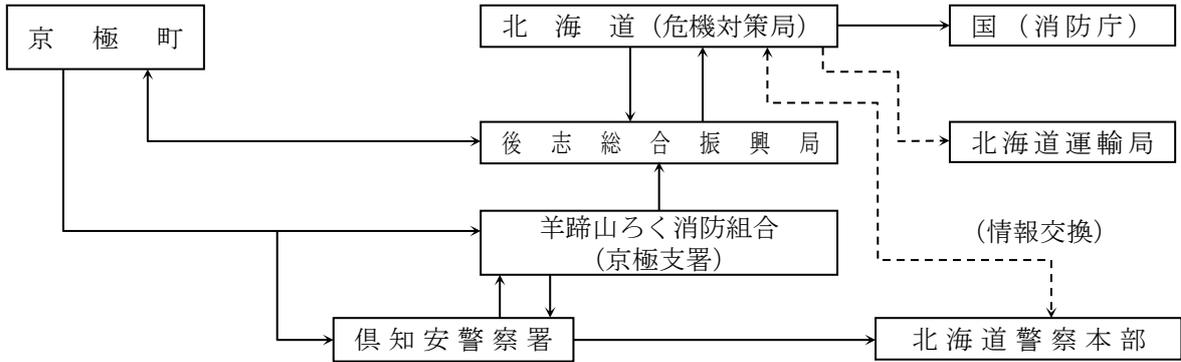
### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

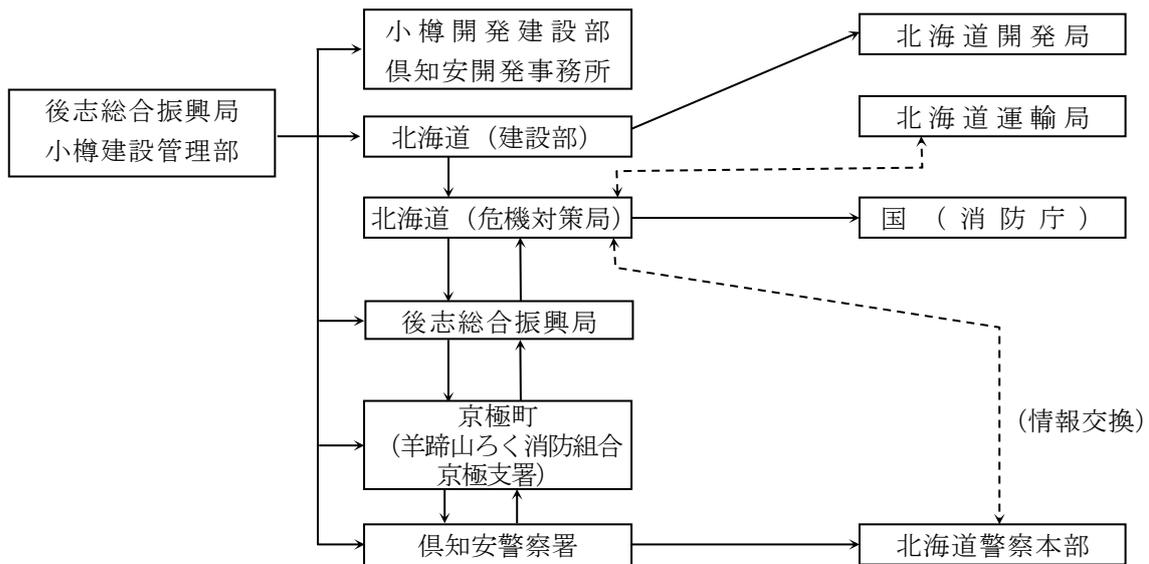
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

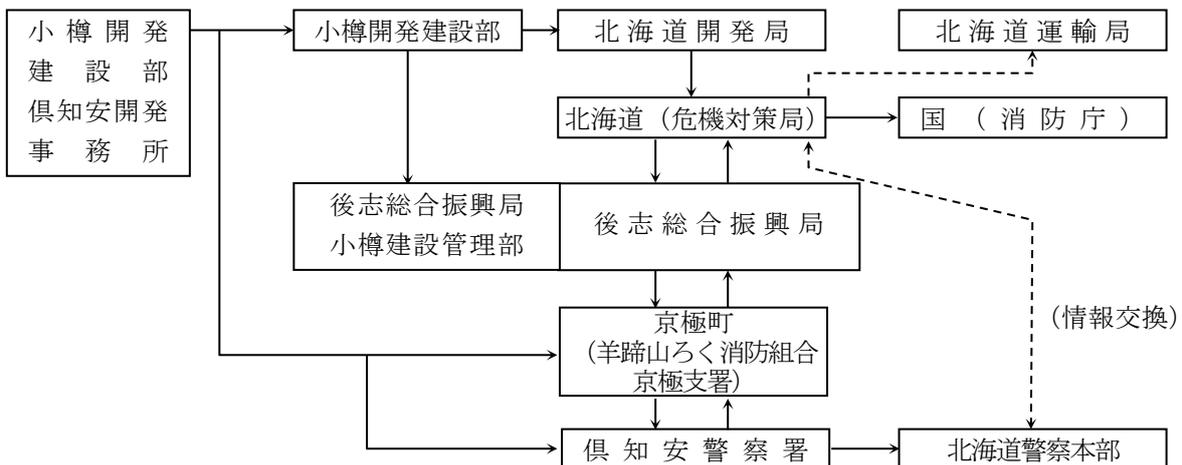
###### ア 町の管理する道路の場合



###### イ 道の管理する道路の場合



###### ウ 国の管理する道路の場合



## (2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

### (1) 実施機関

道路管理者、町、北海道、北海道警察

### (2) 実施事項

#### ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

#### イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

- (1) 町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (2) 北海道

知事は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、羊蹄山ろく消防組合による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 羊蹄山ろく消防組合

ア 羊蹄山ろく消防組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は羊蹄山ろく消防組合と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

## 11 広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 第4 災害復旧

道路災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第10章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

また、道路管理者は、その公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

## 第3節 危険物等災害対策計画

### 第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 危険物の定義

#### 1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの  
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

#### 2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの  
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

#### 3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの  
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等

#### 4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの  
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

#### 5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの  
「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

### 第3 災害予防

町は、火災予防上の観点から羊蹄山ろく消防組合の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

#### 1 危険物等災害予防

##### (1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、羊蹄山ろく消防組合京極支署、倶知安警察署へ通報する。

(2) 北海道、羊蹄山ろく消防組合

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

## 2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程及び保安教育計画の策定、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程及び保安教育計画の策定、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程及び保安教育計画の策定、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) 羊蹄山ろく消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

### 3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程及び保安教育計画の策定、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程及び保安教育計画の策定、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) 羊蹄山ろく消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

#### 4 毒物・劇物災害予防

##### (1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を後志総合振興局保健環境部、警察署又は羊蹄山ろく消防組合に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

##### (2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

##### (3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

##### (4) 羊蹄山ろく消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

#### 5 放射性物質災害予防

##### (1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、羊蹄山ろく消防組合等関係機関へ通報する。

##### (2) 羊蹄山ろく消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

##### (3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

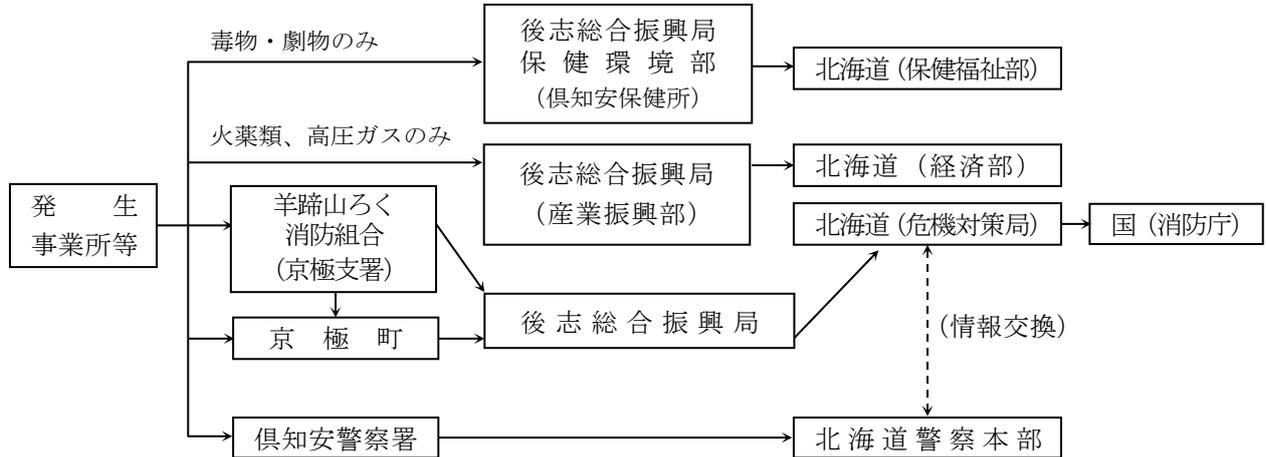
## 第4 災害応急対策

### 1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



#### (2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

#### (1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

#### (2) 実施事項

##### ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ロ) 危険物等の種類、性質や状態、人体・環境に与える影響
- (ハ) 医療機関等への情報
- (ニ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(カ) その他必要な事項

#### イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性質や状態、人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

#### (1) 町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### (2) 北海道

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

#### (3) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### 4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

#### (1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

#### (2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

### 5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

#### (1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 羊蹄山ろく消防組合（京極支署）

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 町は羊蹄山ろく消防組合と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

**6 避難措置**

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

**7 救助救出及び医療救護活動等**

町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

**8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等**

町及び防災関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

**9 交通規制**

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

**10 自衛隊派遣要請**

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

**11 広域応援**

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

**第5 災害復旧**

危険物等災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第10章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## 第4節 大規模な火事災害対策計画

### 第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

#### 1 羊蹄山ろく消防組合

##### (1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

##### (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

##### (3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業者等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

##### (4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の策定、消防訓練の実施等について指導する。

##### (5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

##### (6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

##### (7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

##### (8) 消防体制の整備

消防職団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令

町長は、後志総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は実効湿度が68%以下であって、最小湿度が43%以下となり、かつ最大風速が9m/s以上のときに、消防法第22条により、火災気象警報を発令することができる。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、羊蹄山ろく消防組合が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

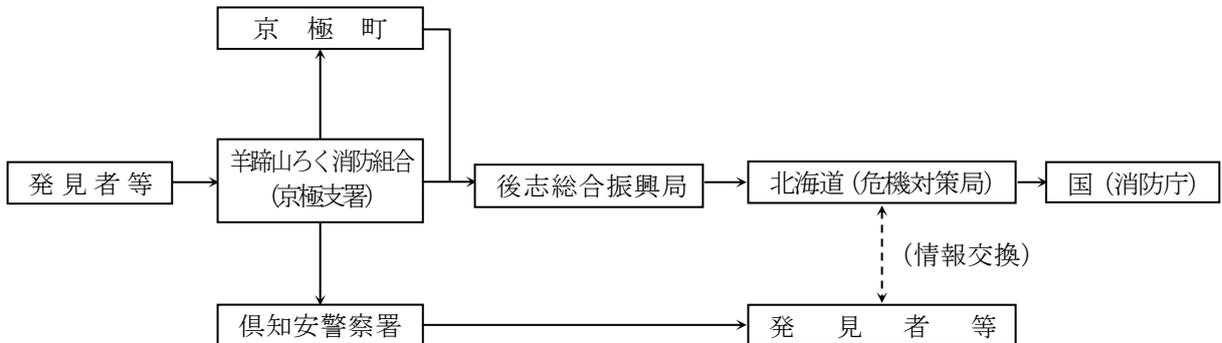
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、

被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### 4 消防活動

羊蹄山ろく消防組合は、「第4章 第10節 消防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。  
なお、住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

### 5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

## 6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

## 7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

## 8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

## 9 広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第10章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## 第5節 林野火災対策計画

### 第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 予防対策

#### 1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるので、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

##### (1) 町、北海道森林管理局、北海道

##### ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報紙、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届出等について指導する。
  - a 入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
  - b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認にあたっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- (オ) 林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

##### ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に

努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地を予め選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒にあたらせることとする。

- イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備

前記アにおける対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。

なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。

- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

(5) バス等運送事業者

危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

## 2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 町の組織

町域の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された町林野火災予消防対策協議会が推進する。

(2) 地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会が推進する。

(3) 全道協議会

全道の予消防対策については、関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

3 気象情報対策

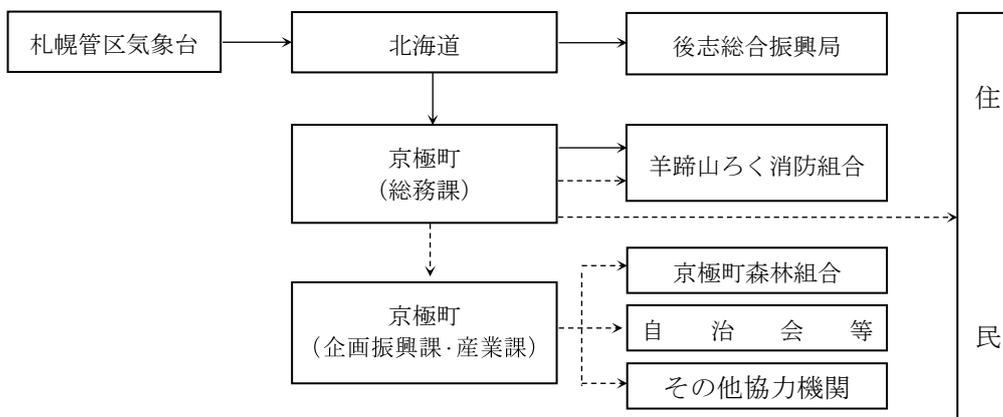
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第 3 章 第 2 節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。



町は、通報を受けた場合は、消防機関へ通報する。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

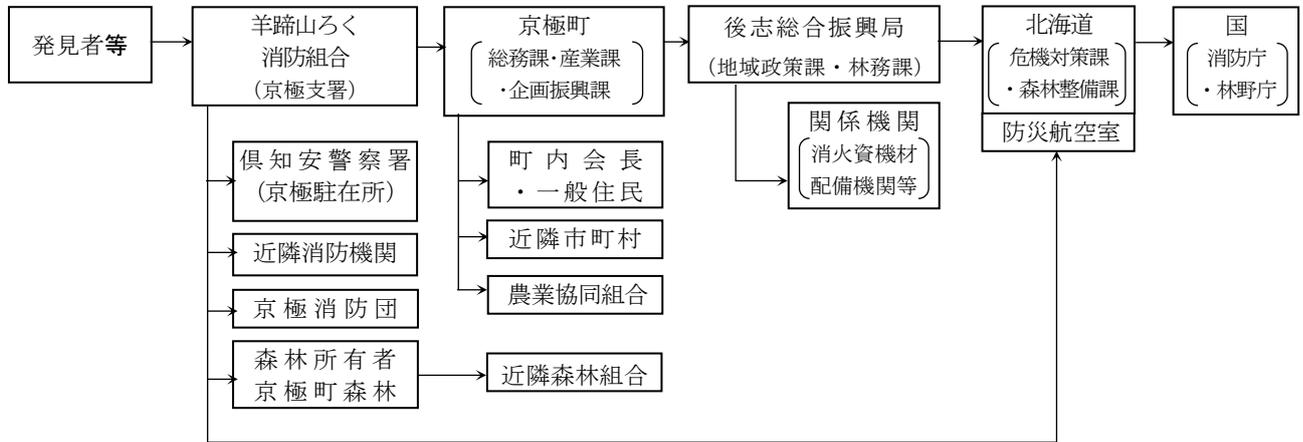
火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

### 第3 応急対策

#### 1 情報通信

##### (1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



##### (2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び後志総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

#### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

##### (1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

##### (2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

#### (1) 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### (2) 北海道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

#### (3) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### 4 消防活動

町は、羊蹄山ろく消防組合と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

#### (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

#### (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第8節 ヘリコプター活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

### 5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

### 6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

### 7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

## 8 広域応援

町、道及び羊蹄山ろく消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防本部、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 9 二次災害の防止活動等

### (1) 治山事業等

町は、道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

### (2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

## 第4 災害復旧

林野火災により、甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第10章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## 第6節 原子力災害対策計画

北海道内において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、泊原子力発電所から半径5km以内の予防的防護措置準備区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び半径30km以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）（以下、「避難計画策定区域」という。）について、防災計画（原子力災害対策編）を策定する必要がある。

本町は、泊原子力発電所から半径30km圏外に位置し、避難計画策定地域以外の市町村として位置づけられていることから、緊急時環境放射線モニタリング及び必要な情報伝達等の対策、避難者の受入等に係る事項について記載するものとする。

なお、原子力防災対策上、本節に示す対策以外に必要と認められる場合は、本計画に示す各種対策を用いるほか、道、国、原子力事業所と連携して対応することとする。

	泊発電所 ～10km	10km ～20km	20km ～30km
1	泊村		
2	共和町		
3	岩内町		
4		神恵内村	
5			寿都町
6		蘭越町	
7			ニセコ町
8		倶知安町	
9			積丹町
10			古平町
11		仁木町	
12			余市町
13			赤井川村

図表 （参考）泊原子力発電所からの距離



### 第1 基本方針

この計画は、本町の原子力災害対策の基本となるものであり、想定される原子力災害及び複合災害に対し、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町が実施する緊急時環境放射線モニタリング及び必要な情報伝達等の対策、避難者の受入れ等は、この計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

#### 1 情報の収集、連絡体制等の整備

町は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

##### (1) 情報の収集、連絡体制の整備

町、道、国、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。その際、休日夜間等においても対応できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力災害の状況や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう努める。

ア 通信手段、経路の多様化

(ア) 災害時優先電話等の活用

町は、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用が図られるよう努める。

(イ) 電源喪失時の対応

町は、庁舎が停電した場合に備え、発電設備の充実を図り、無線電話、衛星携帯電話の活用に努める。

イ 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用

町は、電気通信事業者が提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳<sup>ふくそう</sup>した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

ウ 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳<sup>ふくそう</sup>した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、住民の認知を深め、災害時における利用方法等の定着を図る。

2 組織体制の整備等

町は、原子力災害時における不測の事態に備え、原子力災害時の対策活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な体制を整備する。

(1) 災害対策連絡会議

町は、道及び原子力事業者等から異常時における連絡等があった場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策連絡会議を設置し、その対応にあたるものとする。

(2) 災害対策本部

「原子力緊急事態宣言」が発表された場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、その対応にあたるものとする。

なお、災害対策本部の設置及び体制、並びに運営については、「第3章 第1節 組織計画」を準用することとする。

3 異常時における連絡体制の確立

町は、道、原子力事業者と、平常時から緊密な連携を図るとともに、連絡を円滑にするため、連絡体制及び連絡責任者を定めるものとする。

4 広域防災体制の整備

町、道及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、広域的な応援体制の整備に努める。

また、避難計画策定地域との間で、緊急時における広域的な応援体制の整備を図ることとする。

## 5 避難収容活動体制の整備

町は、泊原子力発電所から避難計画策定地域の住民の避難先として収容体制の整備に努めることとする。

### (1) 避難所の指定等

町は、学校や公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得て、屋内退避が可能な施設を避難所として指定する。

### (2) 避難所、避難方法等の周知

町は、避難者を受け入れる避難所、避難方法等について、日頃から住民への周知に努める。

## 6 緊急輸送活動体制の整備

町、道等の道路管理者は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。

## 7 住民への的確な情報伝達体制の整備

町、道及び原子力事業者は、住民に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

### (1) 情報項目の整理

町は、事故あるいは特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

### (2) 情報伝達体制の整備

町は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、多様な手段及び情報伝達体制の整備を図ることとする。

情報伝達体制の整備にあたっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障がい者、外国人その他の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、地域団体と連携した情報伝達体制の整備に努める。

### (3) 住民相談窓口設置体制の整備

町は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、予めその方法、体制等について定めておくものとする。

## 8 原子力防災に関する住民に対する知識の普及・啓発

町、道及び原子力事業者は、広報等により、住民へ原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めることとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、その他の要配慮者への普及・啓発が図られるよう努めることとする。

また、防災関係職員は、原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるため、各種研修等に積極的に参加し、防災知識の習得、防災技術の習熟を図ることとする。

## 9 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、道及び原子力事業者と協力しながら、放射性物質の除染に関する資料の収集、整備等に努める。

### 第3 災害応急対策

#### 1 情報の収集及び連絡体制

##### (1) 特定事象発生後

町は、道を通じて国、原子力事業者及び防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関及び住民へ情報提供を行う。

##### (2) 原子力緊急事態宣言発出後

町は、道、国、原子力事業者及びその他防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等と併せて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関等への情報提供を行う。

#### 2 避難者の受入れ

原子力災害による避難計画策定地域の住民をはじめとする避難者については、道と協議の上、予め指定する屋内退避が可能な避難所を開設し、避難者の受入れに努める。

#### 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難の指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

本町に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供にあたっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

#### 4 医療活動

町は、医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援することとする。

#### 5 住民等への的確な情報伝達活動

町は、道と連携し、必要に応じて相談窓口の設置をするなど、速やかに住民等からの問い合わせに対応することとする。

また、多様な情報伝達手段により、正確かつきめ細かな情報の伝達を行うこととする。

### 第4 復旧対策

#### 1 風評被害等の影響への対策

町は、道や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、道及び原子力事業所が実施する緊急時モニタリング結果を公表し、農林畜産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

#### 2 除染活動の実施

町、道、国、原子力事業者及びその他防災関係機関及び住民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地、森林等の対象の中から、住民、避難者の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施することし、乳幼児等が放射線の影

響を受けやすいとされていることにかんがみ、学校・保育所等、子どもの生活圏を優先して除染するほか、妊産婦や子ども等に十分配慮することとする。

(1) 除染の実施

町、道、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、国の「除染関係ガイドライン」を参考とし、道、国及び原子力事業者とも連携の上、除染活動を実施する。

## 第7節 大規模停電災害対策計画

### 第1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

#### 1 実施事項

##### (1) 北海道電力㈱

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

##### (2) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

##### (3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

##### (4) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

##### (5) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

- (1) 情報通信連絡系統  
大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。
- (2) 実施事項
  - ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
  - イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
  - ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

- (1) 実施機関  
町、北海道、北海道警察、北海道電力㈱
- (2) 実施事項  
実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。
  - ア 停電及び復旧に伴う災害の状況
  - イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
  - ウ 停電の復旧の見通し
  - エ 避難の必要性等、地域に与える影響
  - オ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

- (1) 町  
町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
- (2) 北海道  
知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。
- (3) 防災関係機関  
関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (4) 北海道電力㈱
  - ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。
  - イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
  - ウ 大規模な災害が発生し北海道電力㈱単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

## 4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア 火災発生に対する迅速な消火活動
- イ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

#### 5 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第4章第11節「医療救護計画」の定めにより実施する。

#### 6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

##### (1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

##### (2) 道路管理者

道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

#### 7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第4章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

#### 8 応急電力対策

##### (1) 緊急的な電力供給

北海道電力㈱は、道や市町村等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

##### (2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

#### 9 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

#### 10 石油類燃料の供給対策

道及び町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第4章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

#### 11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

#### 12 自衛隊派遣要請

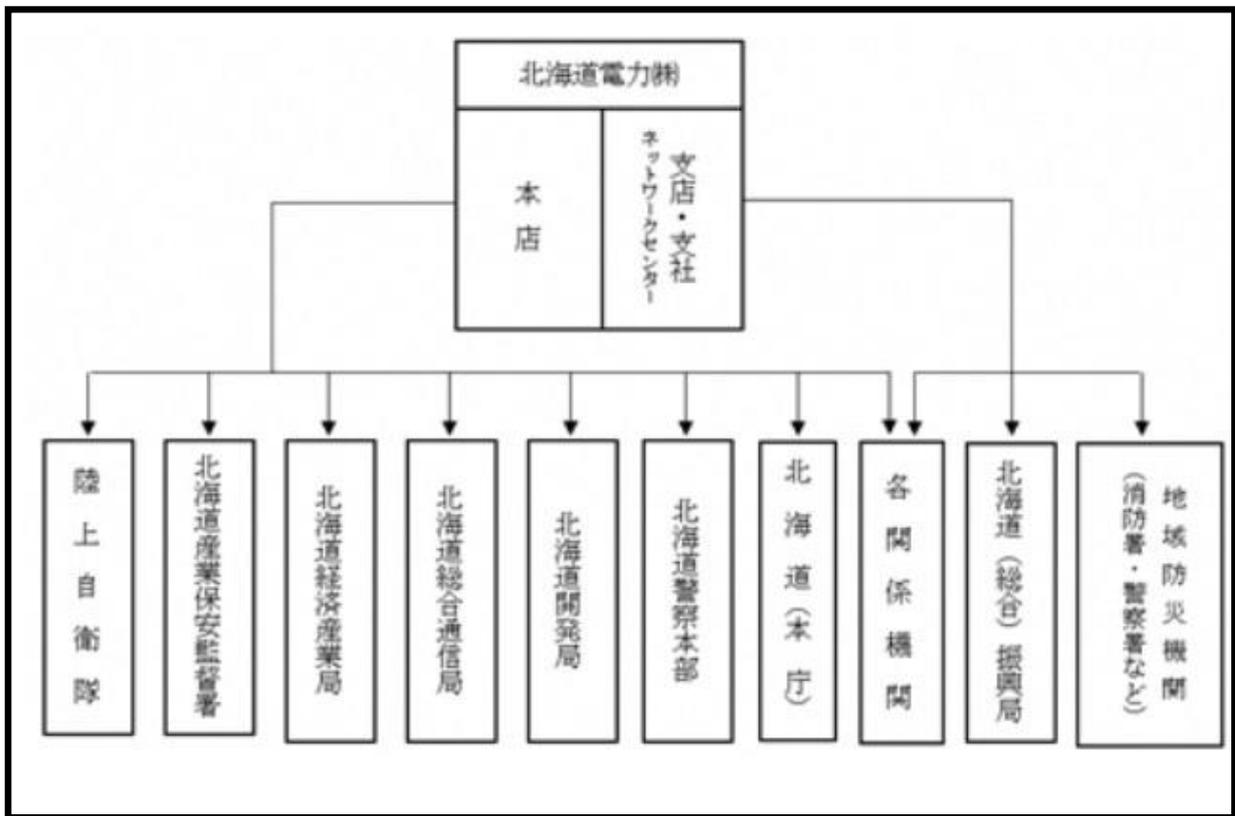
知事等法令で定める者は、北海道地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

#### 13 広域応援

町、羊蹄山ろく消防組合及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



## 第9章 雪害・融雪害対策計画

町域に起こりうる雪害・融雪害についての対策の一層の充実を図るため、次のとおりそれぞれについて応急対策を定める。

### 第1節 雪害応急対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、異常降雪、吹雪等による雪害の応急対策は本計画の定めるところによる。

#### 第1 雪害対策の体制

##### 1 組織

町長は、異常降雪、吹雪等により雪害が発生した場合において気象官署等関係機関と緊密な連絡をとり、区域内の降雪及び積雪の状況を的確に把握し、災害対策本部の配備体制を整える等、必要な措置を講ずるものとする。

##### 2 通信連絡体制

通信連絡の方法は、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を動員して、適切な通信体制を確保するものとする。

##### 3 広報活動

あらゆる広報媒体（新聞・広報紙・広報車・チラシ・ポスター等）を利用して、迅速かつ的確に行うものとする。

- (1) 雪害情報（孤立区域・雪崩発生区域等）
- (2) 避難場所等について（避難場所の位置・連絡等）
- (3) 交通通信情報（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込み日時・道路交通状況・通話可能区域等）
- (4) 火災状況（発生箇所・避難指示等）
- (5) 電気等公益事業施設状況（被害状況・復旧状況等）
- (6) 衣料及び助産救助所の開設状況
- (7) 食料の供給状況（供給日時・場所・数量・対象者等）

##### 4 被害状況の調査活動

雪害による災害が発生した場合は、総務班が各対策班の協力を得て被害調査を行う。

#### 第2 町道の確保

##### 1 除雪の回数

建設水道班長は、町道の幹線及び支線の除雪、積雪状況を把握し、速やかに除雪体制を実施して道路交通を確保するものとし、降雪、積雪量、住宅状況、交通量等を勘案して、除雪

回数を決める。

この場合において、町建設業者の借り上げ除雪機械の支援を得るものとする。

### 第3 積雪時における消防対策

異常降雪及び吹雪等のため、消防車両の通行が停止し、又は停止するおそれがある場合には、次の対策を講ずることとする。

#### 1 除雪車の緊急出動

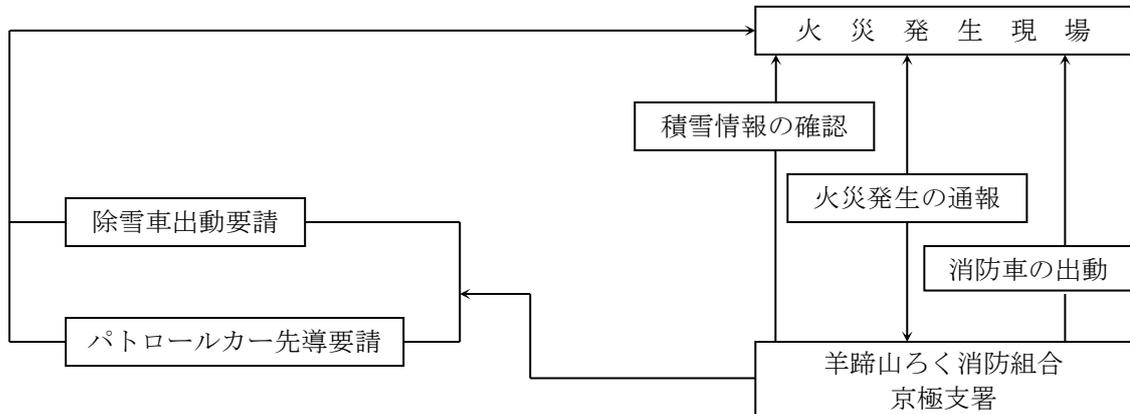
火災発生の通報を受理した場合には、積雪の状況を聴取するか、又は消防署京極支署の判断により、除雪車の出動が必要か否かを直ちに決定するものとする。

##### (1) 除雪車の緊急出動

火災発生の通報を受理した場合には、積雪の状況を聴取するか、又は消防署京極支署の判断により、除雪車の出動が必要か否かを直ちに決定するものとする。

##### (2) 除雪出動の要請

除雪車の出動が必要と判断した場合の要請方法は次による。



### 第4 孤立予想地域に対する対策

異常降雪、雪崩等により交通が途絶し、孤立した地域において食料等が極度に不足した場合、又は急病患者が発生した場合等においては、関係機関の協力を要請し、雪上車、ヘリコプター等により救急処理を講ずるものとする。

### 第5 雪崩警戒対策

各道路管理者は常に的確な積雪情報を把握し、雪崩警戒区域においては状況に応じて必要な措置をとるものとする。

### 第6 雪捨場

除雪によって山積みされた雪だまりが道路交通の妨害のおそれ、又は住民の通行上危険があると思われる場合には、適当な広場、河川等に排雪するものとする。

## 第2節 融雪災害対策計画

---

融雪による河川の出水災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

### 1 気象情報の把握

融雪期において気象官署関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況、又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものである。

### 2 重要水防区域等の警戒

重要水防警戒区域、その他の地区の融雪による危険を事前に察知し、災害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

なお、町及び消防機関は、地区住民の協力を得て、水害危険区域の巡視警戒を行うものとする。

### 3 道路の除雪

町長は、雪崩、積雪、融雪滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、各道路管理者と連絡をとり、障害物の除去に努めるものとする。

### 4 水防思想の普及徹底

町長は、融雪出水に際し、水防に対する住民の協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

## 第10章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬・処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

#### 第1 実施責任者

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

#### 第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川
  - (2) 砂防設備
  - (3) 林地荒廃防止施設
  - (4) 地すべり防止施設
  - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
  - (6) 道路
  - (7) 下水道
  - (8) 公園
- 2 農林業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画

- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

### 第 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

### 第 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第2節 被災者援護計画

### 第1 罹災証明書の交付

#### 1 京極町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

#### 2 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。
- (2) 羊蹄山ろく消防組合は、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

### 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

#### 1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者台帳を迅速に作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管するものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配	

慮者に該当する事由	条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。但し、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

## 第3 融資・貸付等による金融支援

被災した道民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要の詳細は、道防災計画「資料編」による。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金

- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

資料編〔応急・復旧〕 ・ 応急金融の概要（資料20）

資料編〔応急・復旧〕 ・ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（資料21）

#### 第4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次の定めによる。

##### 1 義援金の受付（配分）

日赤北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び町に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分するものとする。

町長（主に保健福祉班）は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

##### 2 町の災害義援金品の受付・配分

###### (1) 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

###### (2) 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

###### (3) 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議することとする。

- ア 配分対象
- イ 配分基準
- ウ 配分方法
- エ その他必要な事項について

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。